

固定VPNサービス利用規約【現改比較表】 2023年4月30日現在

～2023年4月29日

2023年4月30日～

固定VPNサービス利用規約

固定VPNサービス利用規約

[第1章～第12章 \(別紙を参照\)](#)

[削除](#)

[別記 \(別紙を参照\)](#)

[料金表 \(別紙を参照\)](#)

附則

(実施期日)

- この改正規定は、[令和5年](#)4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- この改正規定は、[2023年](#)4月1日から実施します。

[附則](#)

[\(実施期日\)](#)

- [この改正規定は、2023年4月30日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

- [この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供している固定VPNサービス、付加機能及び付帯サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。](#)
- [この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)
- [この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)

【現改比較表 別紙】本改正により削除される記載内容

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この固定VPNサービス利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより固定VPNサービス、それに附帯するサービス及び付加機能（これらを総称して以下「本サービス」とします。）を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の事由等により、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。変更後は変更後の本規約の内容に従うものとします。

2 当社は本規約を変更するときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により通知します。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 固定VPNサービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 固定VPNサービス	以下(1)(2)のいずれかのもの (1)固定VPNサービス網を使用して符号の伝送交換を行う電気通信サービス (2)契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う電気通信サービス
5 固定VPNサービス取扱所	以下(1)(2)のいずれかのもの (1)固定VPNサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社、又は当社の委託により固定VPNサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 固定VPNサービス契約	当社から固定VPNサービスの提供を受けるための契約（1の固定VPNサービス契約につき複数のサービス契約が成立する場合には、最も早く成立したサービス契約の成立をもって、固定VPNサービス契約が成立するものとする。）
7 固定VPNサービス契約者	当社と固定VPNサービス契約を締結している者
7の2 VPN契約	固定VPNサービス契約であって、当社からVPNサービスの提供を受けるためのもの

7の3 専用契約	固定VPNサービス契約であって、当社から専用サービスの提供を受けるためのもの
7の4 国際VPN契約	固定VPNサービス契約であって、国際VPNサービスの提供を受けるためのもの
7の5 サービス契約	8の2から8の4に定める各契約の総称
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
11 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線
12 契約者回線	以下(1)(2)のいずれかのもの (1)VPN契約に基づいて固定VPNサービス取扱所に設置される交換等設備（交換設備及びその電気通信回線の終端に対向する装置並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）とその交換等設備のある固定VPNサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。） (2)一端又は両端が固定VPNサービス取扱所内の当社が指定する場所（相互接続点を除きます。）に終端する専用回線の一部であって、その固定VPNサービス取扱所内の終端に係る固定VPNサービス取扱所内の部分
13 加入者回線	以下(1)(2)のいずれかのもの (1)VPN契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、VPN契約に基づいて固定VPNサービス取扱所に設置される交換等設備とその固定VPNサービス契約者が指定する場所との間に設置されるもの (2)専用回線の一部であって、専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）と固定VPNサービス取扱所との間の部分（契約者回線となるものを除きます。）
14 他社接続契約者回線	相互接続点を介して固定VPNサービス網と相互に接続する電気通信回線（別記2に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）であって、協定事業者が、協定事業者とその電気通信回線に係る契約者との間の契約に基づいて、その契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
15 回線収容部	加入者回線又は他社接続契約者回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備

16 契約者回線等	回線契約者が設置する又は利用する回線等であって、下記(1)から(4)いずれか又は全てに該当するものの総称 (1) 契約者回線 (2) 加入者回線 (3) 他社接続契約者回線 (4) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
16の2 国際回線	国際VPNサービスに係る契約者回線等又は外国（当社が直接電気通信サービスを提供していない国又は地域をいいます。以下同じとします。）側の電気通信回線
17 VPNグループ	相互に通信を行うことのできる固定VPNサービス契約に係る契約者回線等などから構成されるグループ
18 代表契約	固定VPNサービス契約であって、そのVPNグループに所属する契約者回線等相互間の通信又はVPNグループに係る設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うためのもの
19 代表契約者	当社と代表契約を締結している者
20 回線契約	以下(1)(2)(3)のいずれかのもの (1) VPN契約であって、その契約者回線等から固定VPNサービス網に接続して通信を行うためのもの (2) 専用契約であって、専用回線の一端に係るもの (3) 国際VPN契約であって、その契約者回線等から固定VPNサービス網に接続して通信を行うためのもの
21 回線契約者	当社と回線契約を締結している者
22 メイン契約	回線契約であって、バックアップ契約以外のもの
23 バックアップ契約	回線契約であって、契約者回線等に係る通信の二重化を図るためのもの
24 メイン契約者	当社とメイン契約を締結している者
25 バックアップ契約者	当社とバックアップ契約を締結している者
26 DSL回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(1)に掲げる契約に係るもの
27 光アクセス回線	加入者回線又は他社接続契約者回線であって、別記3(2)に掲げる契約に係るもの
28 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
29 自営端末設備	回線契約者が設置する端末設備
30 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

31 技術基準等	以下(1)(2)の総称 (1) 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） (2) 端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
32 回線終端設備	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
33 利用料金	当社が提供する固定 V P N サービスの態様に応じて、定額通信料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料等の料金表第 1 表（料金）に規定する料金を合算したもの
34 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
35 SLA	本サービスを維持する品質基準について設定を行い、設定したサービス品質を維持できなかった場合に、予め定めた料金を返還する制度

（本サービスの提供）

- 第 4 条 本サービスは、当社が「Universal One サービス契約約款」（平成 23 年 BNS ネサ第 100017 号）に基づき提供しているサービス（以下「Universal One サービス」といいます。）を利用して提供します。
- 2 本サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更又は本サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。ただし、本サービスは、当社の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。
- 3 当社は、本サービスの一部を第三者に提供させることがあります。

（固定 V P N サービスの種類等）

第 5 条 固定 V P N サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
V P N サービス	固定 V P N サービス網を使用して符号の伝送交換を行う固定 V P N サービスであって、国際 V P N サービスを除くもの
専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して符号の伝送を行う固定 V P N サービス
国際 V P N サービス	固定 V P N サービス網を使用して符号の伝送交換を行う固定 V P N サービスのうち、以下(1)(2)のいずれかのもの (1) 外国の電気通信サービスを利用して提供する固定 V P N サービス (2) 外国側の電気通信回線との間の符号の伝送交換を行うための契約者回線等を設置して提供する固定 V P N サービス

- 2 V P N サービス及び専用サービスには、料金表通則に規定する区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等（以下「区別等」といいます）があります。
- 3 国際 V P N サービスには、当社が定めるドコモの固定 V P N サービスサービス提供条件書（以下「サービス提供条件書」といいます。）および当社が指定するサービスオーダーフォームに規定する区別等があります。

（外国における取扱い）

第5条の2 本サービスの取扱いについては、外国の関連法令その他の規制及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。この場合、固定VPNサービス契約者はその制限に従っていただきます。

第2章 固定VPNサービスの提供区間等

(固定VPNサービスの提供区間等)

第6条 当社は、固定VPNサービスを、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 契約

第1節 VPNサービスに係る契約

(契約の種別等)

第7条 VPN契約には、次の種別があります。

(1) 代表契約

(2) 回線契約

2 回線契約には、次の種類があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) メイン契約

(2) バックアップ契約

(契約の単位)

第8条 VPN契約の単位は、次のとおりとします。

なお、固定VPNサービス契約者は1のVPN契約につき1人に限ります。

(1) 代表契約の場合

当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。

(2) 回線契約の場合

当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第9条 当社は、固定VPNサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議します。

(固定VPNサービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、VPNサービスに係る固定VPNサービス区域を設定します。

(加入者回線又は他社接続契約者回線の収容)

第11条 当社は、当社が指定する固定VPNサービス取扱所の回線収容部に加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の加入者回又は他社接続契約者回線を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の固定VPNサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(VPN契約申込の方法)

第12条 VPNサービスの利用に係る代表契約の申込みをする者は、当社が指定する方法により次に掲げる事項に係る情報を当社に届け出るとともに、代表契約の申込みを行っていただきます。

(1) 固定VPNサービスの種類

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 VPNサービスの利用に係る回線契約の申込みをする者は、当社が指定する方法により次に掲げる事項に係る情報を当社に届け出るとともに、回線契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 固定VPNサービスの種類及び回線契約の種類
- (2) 固定VPNサービスの種類及び区別等
- (3) 所属するVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (4) 契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所
- (5) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容（当該契約に規定する事項のうち、当社がVPNサービスの利用料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項に限ります。）
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（VPN契約申込の承諾）

第13条 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、当社所定の方法により申込みを承諾するものとします。

2 当社は、次の場合には、VPNサービスの利用に係る代表契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 代表契約の申込みをした者が、固定VPNサービスの利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 代表契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、固定VPNサービスの利用を停止されている又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 代表契約の申込みをした者が、第48条（利用に係る固定VPNサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (6) その他当社の固定VPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、次の場合には、VPNサービスの利用に係る回線契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 回線契約の申込みをした者が、他社接続契約者回線（料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。）について、協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
- (3) 所属VPNグループの代表契約者の同意がないとき。
- (4) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 回線契約の申込みをした者が、利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (7) 回線契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、固定VPNサービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
- (8) 回線契約の申込みをした者が、第48条（利用に係る固定VPNサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (9) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (10) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者が同一の者とならないとき。
- (11) その他当社の固定VPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第14条 VPNサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供が開始され、利用料金の課金が開始された日又は固定V P Nサービスの種類及び区別等の変更が行われ、変更後の利用料金の課金が開始された日から起算して1年間とします。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又は固定V P Nサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）等に定める額を支払っていただきます。

（種類等の変更）

第15条 回線契約者は、固定V P Nサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（所属V P Nグループの変更）

第16条 回線契約者は、所属V P Nグループの変更（その固定V P Nサービス契約の所属先となるV P Nグループを変更することその他の変更をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部等の変更）

第17条 回線契約者が他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを協定事業者に行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他の固定V P Nサービス取扱所の回線収容部への収容の変更等を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
ただし、第13条（V P N契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当するときは、その変更を行わないことがあります。
- 3 前項ただし書きの場合において、回線契約者は、V P Nサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その回線契約者にそのことを通知します。

（契約者回線又は加入者回線の移転）

第18条 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線に係る設備の設置場所の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 19 条 固定 V P N サービス契約者は、第 12 条 (V P N 契約申込の方法) 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 6 号に規定する事項に係る変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 13 条 (V P N 契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(権利・義務の譲渡)

第 20 条 固定 V P N サービス契約者が当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部の譲渡 (以下「権利・義務の譲渡」といいます) は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 前項の承認を受けようとするときは、譲渡人及び譲受人 (総称して、以下「譲渡当事者」といいます) が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、譲渡当事者間において固定 V P N サービスに関する権利の移転があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により権利・義務の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、当社所定の方法に従ってこれを承認します。

(1) 譲受人 (回線契約に係る者に限り、) が、その他社接続契約者回線 (料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。) について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 所属 V P N グループの代表契約者の同意が得られないとき。

(4) V P N サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(5) 契約上の地位を譲り受けようとする者が、利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(6) その譲渡について、他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(7) 権利・義務の譲渡を受けようとする者が、第 29 条 (利用停止) 第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、固定 V P N サービスの利用を停止されている、又は固定 V P N サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(8) 権利・義務の譲渡を受けようとする者が、第 48 条 (利用に係る固定 V P N サービス契約者の義務) の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(9) 権利・義務の譲渡の承認を受けようとする当事者が、その承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(10) メイン契約者とバックアップ契約者が同一の者とならないとき。

(11) その他当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 権利・義務の譲渡があったときは、譲受人は、固定 V P N サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(固定 V P N サービス契約者が行う V P N 契約の解約)

第 21 条 固定 V P N サービス契約者は、 V P N 契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う V P N 契約の解除)

第 22 条 当社は、第 29 条 (利用停止) の規定により V P N サービスの利用を停止された固定 V P N サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その V P N 契約を解除することがあります。

2 当社は、固定 V P N サービス契約者が第 29 条第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 V P N サービスの利用停止をしないでその V P N 契約を解除することがあります。

3 当社は、代表契約が解除された場合は、その V P N グループに係る全ての回線契約を解除することがあります。

4 当社は、 V P N グループに係る全ての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。

- 5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。
- 6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、固定VPNサービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、そのVPN契約を解除することがあります。
- 7 当社は、前六項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめそのVPN契約の契約者にそのことを通知します。

(協定事業者の契約の解除等に伴う回線契約の扱い)

第23条 当社は、回線契約者から接続中止(回線契約に係る他社接続契約者回線が、契約の解除、利用休止又はその他の事由により、VPNサービスと接続されなくなることをいいます。以下この条において同じとします。)する旨の届出があったとき又は当社が接続中止の事実を知ったときは、その回線契約を解除します。ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その回線契約者から回線契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、回線契約者とその回線契約に係る他社接続契約回線(料金表通則に定めるフレッツ別契約型に係るものを除きます。)について協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その回線契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第24条 VPN契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第2節 専用サービスに係る契約

(契約の種別等)

第24条の2 専用契約には、次の種別があります。

- (1) 代表契約
- (2) 回線契約
- 2 回線契約には、次の種類があります。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) メイン契約
 - (2) バックアップ契約

(契約の単位)

第24条の3 専用契約の単位は、次のとおりとします。なお、固定VPNサービス契約者は1の専用契約につき1人に限ります。

- (1) 代表契約の場合
当社は、1のVPNグループごとに1の代表契約を締結します。
- (2) 回線契約の場合
当社は、1の契約者回線等ごとに1の回線契約を締結します。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第24条の4 当社は、固定VPNサービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、回線契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。
- 3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、回線契約者と協議します。

(固定VPNサービス区域)

第24条の5 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、専用サービスに係る固定VPNサービス区域を設定します。

(加入者回線の収容)

第 24 条の 6 当社は、当社が指定する固定 V P N サービス取扱所の回線収容部に加入者回線を収容します。

- 2 前項の場合において、当社は、1 の回線収容部ごとに 1 の加入者回線を収容します。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の固定 V P N サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(専用契約申込の方法)

第 24 条の 7 専用サービスの利用に係る代表契約の申込みをする者は、当社が指定する方法により次に掲げる事項に係る情報を当社に届け出るとともに、代表契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 固定 V P N サービスの種類
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 専用サービスの利用に係る回線契約の申込みをする者は、当社が指定する方法により次に掲げる事項に係る情報を当社に届け出るとともに回線契約の申込みを行っていただきます。
 - (1) 固定 V P N サービス固定の種類及び回線契約の種類
 - (2) 固定 V P N サービス固定の種類及び区別等
 - (3) 所属 V P N グループ
 - (4) 契約者回線又は加入者回線に係る終端の場所
 - (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(専用契約申込の承諾)

第 24 条の 8 当社は、専用契約の申込みがあったときは、当社所定の方法により申込みを承諾するものとします。

- 2 当社は、次の場合には、専用サービスの利用に係る代表契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 代表契約の申込みをした者が、利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 代表契約の申込みをした者が、第 29 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、固定 V P N サービスの利用を停止されている又は代表契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 代表契約の申込みをした者が、第 48 条（利用に係る固定 V P N サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 代表契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (6) その他当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、次の場合には、専用サービスの利用に係る回線契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 所属 V P N グループの代表契約者の同意がないとき。
 - (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 回線契約の申込みをした者が、利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 回線契約の申込みをした者が、第 29 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、固定 V P N サービスの利用を停止されている又は回線契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 回線契約の申込みをした者が、第 48 条（利用に係る固定 V P N サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 回線契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (7) メイン契約の申込みをした者又はメイン契約者とバックアップ契約の申込みをした者とが同一の者とならないとき。
 - (8) その他当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 24 条の 9 専用サービスには、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供が開始され、利用料金の課金が開始された日又は固定 V P N サービスの種類及び区別等の変更が行われ、変更後の利用料金の課金が開始された日から起算して 1 年間とします。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 専用サービスの利用に係る回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又は固定 V P N サービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、当社が別途定める額を支払っていただきます。

（種類等の変更）

第 24 条の 10 回線契約者は、固定 V P N サービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 24 条の 8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線又は加入者回線の移転）

第 24 条の 11 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の設置場所の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 24 条の 8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第 24 条の 12 固定 V P N サービス契約者は、第 24 条の 7（専用契約申込の方法）第 1 項第 2 号又は第 2 項第 5 号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 24 条の 8（専用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（権利・義務の譲渡）

第 24 条の 13 権利・義務の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 前項の承認を受けようとするときは、譲渡当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡当事者間において固定 V P N サービスに関する権利の移転があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により権利・義務の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 所属 V P N グループの代表契約者の同意が得られないとき。
- (2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 利・義務を譲り受けようとする者が、利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 権利・義務を譲り受けようとする者が、第 29 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、固定 V P N サービスの利用を停止されている、又は固定 V P N サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 権利・義務を譲り受けようとする者が、第 48 条（利用に係る固定 V P N サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 権利・義務の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (7) メイン契約者とバックアップ契約者とが同一の者とならないとき。
- (8) その他当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 権利・義務の譲渡があったときは、譲受人は、固定 V P N サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（固定 V P N サービス契約者が行う専用契約の解約）

第 24 条の 14 固定 V P N サービス契約者は、専用契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第 24 条の 15 当社は、第 29 条 (利用停止) の規定により専用サービスの利用を停止された固定 V P N サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その専用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、固定 V P N サービス契約者が第 29 条第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、代表契約が解除された場合は、その V P N グループに係る全ての回線契約を解除することがあります。
- 4 当社は、V P N グループに係る全ての回線契約が解除された場合は、その代表契約を解除することがあります。
- 5 当社は、メイン契約が解除された場合は、そのメイン契約に係るバックアップ契約を解除することがあります。
- 6 当社は、天災、事変その他の非常事態により、固定 V P N サービスに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、その専用契約を解除することがあります。
- 7 当社は、前六項の規定により、その専用契約を解約しようとするときは、あらかじめその専用契約の契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 24 条の 16 専用契約に係るその他の提供条件については、別記 4 及び 5 に定めるところによります。

第 3 節 国際 V P N サービスに係る契約

(契約の種別等)

第 24 条の 17 国際 V P N 契約には、次の種別があります。

- (1) 代表契約 (V P N サービスと同一のものとします。)
 - (2) 回線契約
- 2 回線契約には、次の種類があります。
 - (1) メイン契約
 - (2) バックアップ契約

(契約の単位)

第 24 条の 18 国際 V P N 契約の単位は、次のとおりとします。なお、固定 V P N サービス契約者は 1 の国際 V P N 契約につき 1 人に限ります。

- (1) 代表契約の場合
当社は、1 の V P N グループごとに 1 の代表契約を締結します。
- (2) 回線契約の場合
当社は、1 の国際回線ごとに 1 の回線契約を締結します。

(最低利用期間)

第 24 条の 19 国際 V P N サービスには、最低利用期間があります

- 2 前項の最低利用期間は、国際 V P N サービスの提供が開始され、利用料金の課金が開始された日又は国際 V P N サービスの区別等の変更が行われ、変更後の利用料金の課金が開始された日から起算して 1 年間とします。
ただし、当社が別に定める回線契約については、最低利用期間満了の日から 90 日前までに当該回線契約者から回線契約の解除の申出がないときは、その回線契約に係る最低利用期間はさらに 1 年間延長することとし、その後もこの例によります。
- 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

- 4 回線契約者は、最低利用期間内に国際V P Nサービスの区別等の変更又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の利用料金の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の利用料金の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- 5 固定V P Nサービス契約者は、第2項の最低利用期間内に国際V P Nサービスの区別等の変更があった場合に、当社がサービス提供事業者（外国において国際V P Nサービスに係る電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）から残余の期間に対応する利用料金その他の費用の請求を受けたときは、その額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- 6 前項の場合において、変更後の国際V P Nサービスに係る最低利用期間については、その変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱うことがあります。

（固定V P Nサービス契約者が行う国際V P N契約の解約）

第24条の20 固定V P Nサービス契約者は、国際V P N契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の120日前までに、そのことを当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

（その他の提供条件）

第24条の21 当社は、外国において当社を介しサービス提供事業者が国際V P Nサービスの提供（国際V P Nサービスの提供に必要な権利の譲渡を含みます。）を委嘱する権限を有することとします。

- 2 当社は、外国の法令又はサービス提供事業者の要請等に基づき、固定V P Nサービス契約者又は使用者（固定V P Nサービス契約者が指定した国際V P Nサービスの使用者をいいます。以下同じとします。）から当社の指定する書面を提出していただくことがあります。
- 3 前項に規定するほか、固定V P Nサービス契約者又は使用者は、次に掲げる場合、外国の関連法令その他の規制を遵守し課税問題を惹起させないために、サービス提供事業者との間で電気通信サービスに係る個別の契約を締結していただきます。
 - (1) 関連法令その他の規制により、固定V P Nサービス契約者又は使用者がその国又は地域において電気通信サービスの提供に必要な免許等を有するサービス提供事業者と契約を締結することが求められているとき。
 - (2) サービス提供事業者と固定V P Nサービス契約者又は使用者が契約を締結しない場合、当社がその国又は地域における課税対象者となるおそれがあるとき。
- 4 国際V P Nサービスに係るその他の提供条件については、本節に特に定めがある場合を除き、V P Nサービスの場合に準ずるものとします。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第25条 当社は、固定V P Nサービス契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金表第1表（料金）又は当社の別途定める条件により付加機能を提供します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。
 - (1) 所属V P Nグループの代表契約者の同意がないとき。
 - (2) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した固定V P Nサービス契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した固定V P Nサービス契約者が、第29条（利用停止）第1項各号、第2項又は第3項の規定のいずれかに該当し、固定V P Nサービスの利用を停止されている、又は固定V P Nサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 付加機能の提供を請求した固定V P Nサービス契約者が、第48条（利用に係る固定V P Nサービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) 付加機能の提供を請求した固定V P Nサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (7) その他当社の固定V P Nサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の変更)

第 26 条 固定 V P N サービス契約者は、当社所定の方法により付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条第 2 項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の最低利用期間)

第 26 条の 2 付加機能（料金表第 1 表（料金）に規定するクラウドコネク機能に限ります。以下本条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供が開始され、利用料金の課金が開始された日又は付加機能の利用内容の変更が行われ、変更後の利用料金の課金が開始された日から起算して 1 か月間とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 代表契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又はその付加機能に係る代表契約の解除があった場合は、第 34 条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料（料金表第 1 表（料金）に規定するクラウドコネク機能に係るもの）に限ります。以下本条において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 代表契約者は、最低利用期間内に付加機能の区分の変更があった場合は、変更前の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の付加機能利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 前 4 項の規定にかかわらず、国際 V P N サービスに係る付加機能の最低利用期間については、当社が定めるサービス提供条件書及び当社が指定するサービスオーダーフォームに定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第 27 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

(1) 固定 V P N サービス契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

(2) その付加機能の提供を受けている固定 V P N サービス契約の解除があったとき。

2 前項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、料金表第 1 表（料金）に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

第 28 条 当社は、次の場合には、その固定 V P N サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 相互接続点の所在場所を変更するとき。

(3) 第 31 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により固定 V P N サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを固定 V P N サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 29 条 当社は、固定 V P N サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その利用料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとな

った固定V P Nサービスにかかる料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。)、その固定V P Nサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 固定V P Nサービス契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 固定V P Nサービス契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第48条(利用に係る固定V P Nサービス契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社若しくは当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前6号のほか、本規約の規定に反する行為であって、当社の固定V P Nサービスに関する業務の遂行若しくは当社又は株式会社ドコモ(以下、「NTTドコモ」という)の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、利用料金その他の債務について、料金表通則に規定する料金等の一括支払い(外国側でその一括支払いを行うものに限ります。)により外国の電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその外国の電気通信事業者を支払われない場合についても、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 3 当社は、固定V P Nサービス契約者が当社と当社の提供する電気通信サービスに係る契約を締結している場合において、その電気通信サービスに係る契約約款等の定めによりその電気通信サービスが利用停止となるときは、その固定V P Nサービス契約者に係る固定V P Nサービスの利用を停止することがあります。
 - 4 前3項に規定するほか、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、通信を継続して行うことについて固定V P Nサービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その固定V P Nサービスの利用を停止することがあります。
 - 5 当社は、前4項の規定により固定V P Nサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を固定V P Nサービス契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止等)

- 第30条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者が固定V P Nサービスを全く利用できなくなったときは、その固定V P Nサービスについて接続休止(その固定V P Nサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその固定V P Nサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。ただし、その固定V P Nサービスについて、回線契約者から回線契約の解約の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款の廃止又は契約事業者の電気通信事業の一部若しくは全部の休止若しくは廃止により、回線契約者が固定V P Nサービスを全く利用できなくなったときは、その固定V P Nサービスについて提供休止(その固定V P Nサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその固定V P Nサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。ただし、その固定V P Nサービスについて、回線契約者から回線契約の解約の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前2項の規定により、接続休止又は提供休止をしようとするときは、あらかじめ、該当する回線契約者にそのことを通知します
- 4 接続休止又は提供休止の期間は、その休止をした日から起算して1年間とし、その休止の期間を経過した日において、その回線契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その回線契約者にそのことを通知します。
- 5 前項までの規定によるほか、当社は、サービス提供事業者が電気通信サービスの一部又は全部を変更又は廃止したときは、その電気通信サービスを利用する国際VPサービスを廃止することがあります。この場合において、当社は、あらかじめ固定VPNサービス契約者にそのことを通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第6章 通信

(通信利用の制限等)

第31条 固定VPNサービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、当社の定めるところによります。

- 2 固定VPNサービス契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
- 3 当社は、固定VPNサービス契約者が行う通信のトラフィック量が当社又は当社のグループ企業所定の基準を超過する場合であって、当社又は当社のグループ企業の業務の遂行又は当社または当社のグループ企業の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、固定VPNサービスの利用を制限することがあります。
- 4 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、固定VPNサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
- 5 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、固定VPNサービス契約者からのインターネット通信に係る閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 6 前項に規定する閲覧の制限により、固定VPNサービス契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(C&Cサーバ等との通信の遮断等)

第31条の2 当社は、固定VPNサービス契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該固定VPNサービス契約者がC&Cサーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該固定VPNサービスのアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。

- 2 回線契約の申込をする者及び固定V P Nサービス契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 3 固定V P Nサービス契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社が別に定める方法により、その設定変更の方法を公表します。
- 4 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、固定V P Nサービス契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 5 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(他社接続契約者回線による制約)

第32条 回線契約者は、協定事業者の契約約款の定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合（DSL回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、固定V P Nサービスを利用することはできません。

(通信量の測定)

第32条の2 固定V P Nサービスに係る通信量は、当社等（契約事業者を含みます。）の機器により測定されます。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第33条 当社が提供する固定V P Nサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます）の料金は、固定V P Nサービスの利用に係る料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する固定V P Nサービス（国際V P Nサービスに係るものを除きます）の工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
- 3 国際V P Nサービスの料金及び工事費等は、当社が別途定めるとおりとします。ただし、国際回線の設置場所又は工事の態様その他の状況により、国際V P N契約の締結後にその国際V P Nサービスに係る料金及び工事費等が確定する場合があります。この場合において、当社は、確定後の料金及び工事費等を固定V P Nサービス契約者に通知します。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第34条 固定V P Nサービス契約者は、当社と別途合意した場合を除き、その固定V P Nサービス契約に基づいて固定V P Nサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、固定V P Nサービス契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします）について、料金表第1表（料金）又は当社が別途定めるとおり利用料金の支払いを要します。ただし、付加機能利用料について料金表第1表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、固定V P Nサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次のとおりとします。
 - (1) 利用停止があったときは、固定V P Nサービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、固定V P Nサービス契約者は、次の場合を除き、固定V P Nサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、その固定VPNサービスを全く利用できない状態（その固定VPNサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間においてDSL回線に係る電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその固定VPNサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその固定VPNサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその固定VPNサービスについての料金
3 回線収容部等の変更又は移転に伴って、固定VPNサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（固定VPNサービス契約者の都合により固定VPNサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその固定VPNサービスについての料金
4 固定VPNサービスの接続休止又は提供休止をしたとき。	接続休止又は提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその固定VPNサービスについての料金

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料金の扱いについて、料金表通則にSLAに係る料金の扱いの定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、当社が別途定める方法によりその料金を返還します。
- 5 固定VPNサービス契約者は、当社と固定VPNサービス契約者との間で別段の合意がある場合を除き、次の各号の場合、当社が利用料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。また、当社及び請求事業者は、固定VPNサービス契約者への個別の通知を省略するものとします。
 - (1) 固定VPNサービス契約者が、NTTドコモとの間で締結している5G/Xi/FOMA契約のご利用料金と併せての利用料金のお支払いを当社指定の方法により希望された場合（※1）（但し、NTTドコモと固定VPNサービス契約者との間で別段の合意がある場合を除きます（※2））
 - (2) 固定VPNサービス契約者が、固定VPNサービス単体での利用料金のお支払いを希望された場合（※2）
- 6 前項の定めに従い利用料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、固定VPNサービス契約者は、当社が固定VPNサービス契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が固定VPNサービス契約者へ利用料金を請求するために必要な情報に限ります。）並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります。）を当社が請求事業者へ提供する

ことにつき、同意していただきます。但し、前項第1号に該当する場合は、当社からNTTドコモにこれらの情報が提供されること及びNTTドコモからNTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」といいます。)へ情報の提供がされることにつき同意していただきます。

- 7 第5項の定めに従い利用料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、固定VPNサービス契約者は、第5項の規定に基づき請求事業者へ譲渡された債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものに限ります。)が請求事業者から当社に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が請求事業者に代って固定VPNサービス契約者から取得したものとして取り扱われます。但し、第5項第1号に該当する場合は、これらの情報が、NTTファイナンスからNTTドコモへ提供されること及びNTTドコモから当社へ提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が、NTTファイナンスおよびNTTドコモに代って固定VPNサービス契約者から取得したものとして取り扱われます。

(※1)請求事業者は、NTTファイナンスを指します。利用料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡され、更にNTTドコモからNTTファイナンスへ譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTファイナンスが定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。なお、NTTファイナンスから固定VPNサービス契約者への請求書の送付をもってNTTファイナンスがNTTドコモに代って債権譲渡を通知したものとします。

(※2)請求事業者は、NTTドコモを指します。利用料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTドコモが定める「NTTコミュニケーションズご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

- 第35条 固定VPNサービス契約者は、固定VPNサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第36条 固定VPNサービス契約者は、固定VPNサービス契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第17条(回線収容部等の変更)に規定する回線収容部等の変更を行ったときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその固定VPNサービス契約の解除又はその工事の請求若しくは回線収容部等の変更の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、固定VPNサービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

- 第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

- 第38条 固定VPNサービス契約者は、利用料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 39 条 固定 V P N サービス契約者は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 8 章 保守

(固定 V P N サービス契約者の維持責任)

第 40 条 固定 V P N サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(固定 V P N サービス契約者の切分責任)

第 41 条 固定 V P N サービス契約者は、固定 V P N サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、固定 V P N サービス契約者から請求があったときは、当社は、固定 V P N サービス取扱所において試験を行い、その結果を固定 V P N サービス契約者にお知らせします。
- 3 固定 V P N サービス契約者は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、固定 V P N サービス契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 42 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 32 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当社の定める方法により固定 V P N サービス契約に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。

(注) 当社は、当社、又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその固定 V P N サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第 9 章 損害賠償

(責任の制限)

第 43 条 当社は、固定 V P N サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて利用料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その固定 V P N サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その固定 V P N サービス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合又はその固定 V P N サービスが DSL 回線の区間において DSL 回線に係る電気通信事業者との契約に定めのある DSL 方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、固定 V P N サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を算し、その日数に対応するその固定 V P N サービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 3 当社の故意又は重大な過失により固定V P Nサービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しません。
- 4 前項までに規定するほか、当社及び固定V P Nサービス契約者は、当社が第 24 条の 21（その他の提供条件）第 1 項の規定に基づき、当社を介しサービス提供事業者に委嘱して国際V P Nサービスを提供するときは、第 1 項及び第 2 項の規定が適用される範囲に限り、その国際V P Nサービスに係る契約の相手方の唯一の窓口として、サービス提供事業者又は使用者による国際V P Nサービスに係る義務の不履行又は違反について対処するものとします。なお、固定V P Nサービス契約者は、第 24 条の 21 第 3 項に基づきサービス提供事業者との間で締結した契約を自ら遵守するとともに、使用者をして当該契約及び使用者が同条項に基づきサービス提供事業者との間で締結した契約を遵守させる義務を負うものとします。
（注）本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

- 第 44 条 当社は、固定V P Nサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事等にあたって、固定V P Nサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化若しくは消失したことにより損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
ただし、技術的条件の規定の変更（固定V P Nサービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章 雑則

（承諾の限界）

- 第 45 条 当社は、固定V P Nサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等固定V P Nサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（不可抗力）

- 第 46 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により固定V P Nサービス契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

（本サービスの廃止）

- 第 47 条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、本サービスの契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ本サービスの契約者に通知します。

（利用に係る固定V P Nサービス契約者の義務）

- 第 48 条 固定V P Nサービス契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が固定V P Nサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこ

と。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が固定VPNサービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が固定VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が固定VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 固定VPNサービス（VPNサービスの契約者回線等のうち、料金表通則に規定するレイヤー2の契約者回線等をVPNグループに含むものに限り。）を利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。
 - (6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する又は他人の利益を害する態様で固定VPNサービスを利用しないこと。また、別記5の2（固定VPNサービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 固定VPNサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 固定VPNサービス契約者は、当社から割り当てられたユーザーID及びパスワード（以下、「ユーザーID等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
 - 4 固定VPNサービス契約者が前項の規定に反し、固定VPNサービスに関する当社の業務遂行又は当社若しくはNTTドコモの電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はユーザーID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
 - 5 固定VPNサービス契約者は、その固定VPNサービスを固定VPNサービス契約者以外の者に使用させる場合は、前4項のほか次のことを守っていただきます。
 - (1) 固定VPNサービス契約者は、前4項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、その固定VPNサービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
 - (2) 固定VPNサービス契約者は、その固定VPNサービスに関する利用料金又は工事に関する費用のうち、その固定VPNサービスを使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
 - (3) 固定VPNサービス契約者は、当社が別に定める適用については、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - 6 当社は、固定VPNサービス契約者が本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、固定VPNサービス契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

(注) 本条第5項第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用をいうものとします。

 - ア 第40条（固定VPNサービス契約者の維持責任）
 - イ 第41条（固定VPNサービス契約者の切分責任）
 - ウ 別記7（自営端末設備の接続）
 - エ 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
 - オ 別記9（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等）

第49条 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

（固定VPNサービス契約者に対する通知）

第 50 条 固定 V P N サービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行う方法。この場合は、掲載された時をもって、固定 V P N サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 固定 V P N サービス契約者が固定 V P N サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た固定 V P N サービス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行う方法。この場合は、当社が送信した時をもって、固定 V P N サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) 固定 V P N サービス契約者が固定 V P N サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た固定 V P N サービス契約者の住所宛に郵送して行う方法。この場合は、当社が発送した時をもって、固定 V P N サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、固定 V P N サービス契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(回線契約者からの通知)

第 51 条 回線契約者は、他社接続契約者回線について、第 12 条（固定 V P N サービス契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

- 2 回線契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、固定 V P N サービスへの接続が出来ない場合があります。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める異動とは、次のとおりとします。

- (1) 利用休止
- (2) 権利・義務の譲渡
- (3) 契約の解除
- (4) 地位の承継
- (5) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更
- (6) 光アクセス回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定する品目及び細目等の変更

(回線契約者の氏名等の通知)

第 52 条 回線契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社が回線契約者（その協定事業者と固定 V P N サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、名称又は住所若しくは居所等をその協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2 固定 V P N サービス契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社が固定 V P N サービス契約者（その契約事業者の加入者回線を利用している者に限ります。以下この条において同じとします。）の氏名、住所をその契約事業者に通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。
- 3 固定 V P N サービス契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基づき契約事業者の保有する固定 V P N サービス契約者の情報を第三者（固定 V P N サービス契約者が契約を締結している事業者又は当社が別途指定する事業者）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。
 - (1) 第三者から請求があった場合における、その固定 V P N サービス契約者に関する情報の開示
 - (2) 契約事業者の委託により IP 通信網サービスに関する業務を行う事業者への固定 V P N サービス契約者に関する情報の開示
 - (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

(光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)

第 52 条の 2 固定 V P N サービス契約者（料金表通則に規定するベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その固定 V P N サービスにおいて使用される光アクセス回線について、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。

- (1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知すること。
- (2) その光アクセス回線において IPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を行うこと。

2 固定 V P N サービス契約者は、光アクセス回線に係る契約者が固定 V P N サービス契約者と異なる場合には、前項の内容について、その光アクセス回線に係る契約者の同意を予め取得していただきます。

(注) 本条第 1 項第 1 号に規定する当社が別に定める事項は、当社が固定 V P N サービスを提供するために必要な事項とします。

(個人情報取扱)

第 52 条の 3 当社は、回線契約者に関する情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより回線契約者に関する情報を取り扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ（<http://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）等において公表します。

(協定事業者からの通知)

第 53 条 回線契約者は、当社が利用料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、当社が協定事業者からその適用にあたり必要な回線契約者の情報の通知を受けることについて、同意していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第 54 条 当社は、回線契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の定める規定により協定事業者がその回線契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者を代行して、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした回線契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき又は怠るおそれがないとき。
- (2) その回線契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の固定 V P N サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その回線契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

3 第 1 項の規定に基づく協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行により、回線契約者若しくは協定事業者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

(法令に規定する事項)

第 55 条 固定 V P N サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、別記 7 から 11 までに定めるところによります。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 56 条 固定 V P N サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 13 から 16 までに定めるところによります。

第 12 章 裁判管轄等

(裁判管轄)

第 57 条 固定 V P N サービス契約者及び当社は、本規約に関連して生じた一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(準拠法)

第 58 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別記

1 固定 V P N サービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間において固定 V P N サービスを提供します。

- (1) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (2) 相互接続点と契約者回線の終端との間
- (3) 相互接続点と加入者回線の終端との間
- (4) 相互接続点とサービスインタワークポイント（固定 V P N サービスに係る電気通信設備と固定 V P N サービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (5) 相互接続点と分界点（当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線に係る当社が別に定める地点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 相互接続点とインターネット接続点との間
- (7) 契約者回線の終端相互間
- (8) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (9) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (10) 契約者回線の終端と分界点との間
- (11) 契約者回線の終端とインターネット接続点との間
- (12) 加入者回線の終端相互間
- (13) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (14) 加入者回線の終端と分界点との間
- (15) 加入者回線の終端とインターネット接続点との間
- (16) サービスインタワークポイントと分界点との間
- (17) サービスインタワークポイントとインターネット接続点との間
- (18) 分界点とインターネット接続点との間

2 協定事業者

- (1) 料金表通則に規定するギャランティアクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社トークネット	高速イーサネット網サービス契約約款
KDDI 株式会社	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社オプテージ	専用サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	イーサネット通信網サービス契約約款

株式会社 STNet	高速イーサネットサービス契約約款
株式会社 QNet	専用サービス契約約款
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款

(2) 料金表通則に規定するベストエフォート (IPoE) 、ベストエフォートアクセスに係るもの

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP 通信網サービス契約約款

3 固定 V P N サービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの契約

(1) DSL 回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s 又は 47Mb/s	プラン 1
備考	加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。	

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等		
メニュー4	1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s 又は 47Mb/s	
備考	加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限りします。	

(2) 光アクセス回線に係るもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等				
(ア)	メニュー5-1	II-1 型	100Mb/s	プラン 3-1
(イ)			200Mb/s	プラン 3-1
(ウ)			1Gb/s	プラン 3-1
(エ)	メニュー5-2	II-1 型	100Mb/s	
(オ)			200Mb/s	
(カ)			1Gb/s	

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等			
(ア)	メニュー5-1	100Mb/s	プラン 5-1
(イ)		200Mb/s	
(ウ)		1Gb/s	プラン 3
(エ)	メニュー5-2	100Mb/s	カテゴリー 3-1
(オ)		200Mb/s	
(カ)		1Gb/s	

4 固定VPNサービス契約者の地位の承継

- (1) 第20条(権利・義務の譲渡)に規定するほか、固定VPNサービス契約者について相続又は合併若しくは分割(その権利・義務の全てを承継させるものに限ります。以下この別記4において同じとします。)があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその権利・義務の全てを承継した法人は、その固定VPNサービス契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、相続又は合併若しくは分割により固定VPNサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその権利・義務の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(その他社接統契約者回線に係る者と同一の者とします。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

5 固定VPNサービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 固定VPNサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前二項に規定する変更の届出を怠ったことにより固定サービス契約者及び第三者が不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

5の2 固定VPNサービスにおける禁止事項

固定VPNサービス契約者は、固定VPNサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 固定VPNサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすまして固定VPNサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
 - (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
 - (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - (14) 当社が別に定める態様に反する態様で固定VPNサービスを利用する行為
 - (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (16) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報を web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
 - (17) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
 - (18) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為
- 6 回線契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等
- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が、契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、その回線契約者から提供していただきます。
 - (2) ただし、回線契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。
 - (3) 当社は、回線契約者が契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 7 自営端末設備の接続
- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第 14 号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定することが無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社が派遣する係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 回線契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地において監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、その限りではありません。
 - (6) 回線契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
 - (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

- 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、回線契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、回線契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。
 - (2) (1)の検査を行う場合、当社が派遣する係員は、所定の証明書を提示します。
 - (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、回線契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。
- 9 自営電気通信設備の接続
- (1) 回線契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社が派遣する係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 回線契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地において監督させなければなりません。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
 - (6) 回線契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
 - (7) 回線契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 8 の規定に準じて取り扱います。
- 11 当社の維持責任
- 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政 省令第 30 号）に適合するよう維持します
- 12 個人情報の開示
- (1) 当社は、当社が保有している固定 V P N サービス契約者の個人情報について、固定 V P N サービス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
 - (2) 固定 V P N サービス契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
- 13 回線制御装置の提供等
- (1) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置（回線契約者が、その回線契約に係る固定 V P N サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、回線契約者は、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、回線契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置、移転等の変更又は撤去等の回線制御装置に係る工事を行います。この場合、回線契約者は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））又は料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、国際VPNサービスに係る回線制御装置の料金及び工事に関する費用は、当社が別途定めるところによります。
- (4) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、回線契約者から提供していただきます。ただし、回線契約者（料金表通則に規定するハウジング利用に係る者に限りま す。）からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、回線制御装置の設置場所を提供することがあります。
- (5) 回線制御装置に必要な電気は、回線契約者から提供していただきます。
- (6) 回線契約者は、回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 回線契約者は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) 回線契約者は、(7)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) 当社は、固定VPNサービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、その固定VPNサービスにおいて使用される回線制御装置に係る料金の支払い及び損害賠償について、その固定VPNサービスの場合に準じて取り扱います。
- (10) (1)から(9)までに規定するほか、回線制御装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、固定VPNサービスに準ずるものとします。

14 UTM機能サポートサービスの提供

- (1) 当社は、代表契約者（次表に規定するサポートサービスに係る請求については、代表契約者以外の者（料金表第1表（料金）に規定するインターネット接続機能（UTMタイプに限りま す。以下、この別記14において同じとします。）の提供に係る請求の意思がある者とします。）を含みます。以下、この別記14において同じとします。）からの請求があり、当社が承諾した場合に、料金表第1表（料金）に規定するインターネット接続機能に係る次表に規定するサポートサービスを提供します。この場合、代表契約者は、このサービスの提供を開始した日（その日にインターネット接続機能を提供していない場合は、インターネット接続機能の提供を開始した日とします。）を含む料金月の翌料金月から起算して、このサービスの廃止があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金等の支払いを要します。

区分	内容
設定代行サポート	代表契約者からの依頼に基づき当社がUTM機能の設定を代行するもの

- (2) 当社は、UTM機能サポートサービスに係る料金を日割しません。
- (3) 当社がUTM機能サポートサービスの提供にあたり必要な情報等は、その代表契約者から提供していただきます。
- (4) 当社は、UTM機能サポートサービスの完全性について保証するものではなく、UTM機能サポートサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失があったときは、この限りではありません。
- (5) (1)から(4)までに規定するほか、UTM機能サポートサービスに係るその他の提供条件については、第34条（利用料金の支払義務）第2項第2号に係るもの及び当社が別に定めるものを除き、固定VPNサービスに準ずるものとします。

15 支払証明書の発行

当社は、固定VPNサービス契約者に対し、第34条乃至第36条に定める料金等が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行しないものとします。ただし、固定VPNサービス契約者が、料金表通則の7に規定する電気通信サービスの利用料金との合算支払いを行っている場合（以下、合算払いを行っている電気通信サービスを「NTTドコ

モの指定携帯電話といえます。)には、当社と固定V P Nサービス契約者との間で別段の合意があり、当社が利用料金その他の債務に係る債権を請求事業者に譲渡しない場合を除いて、N T Tドコモの指定携帯電話に係る支払証明書と合わせて、固定V P Nサービスに係る証明書を発行するものとします。

15の2 申込みの一元受付

当社は、固定V P Nサービスに係る契約の申込みをする者又は固定V P Nサービス契約者から請求があったときは、その国際回線の利用に係る申込み、請求、届出その他利用に係る事項について、手続きの代行を行います。但し、本手続きの代行により、回線契約者もしくは協定事業者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

15の3 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、N T Tドコモの指定携帯電話に適用されるN T Tドコモの契約約款の規定に基づき、N T Tドコモの指定携帯電話について電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(当社又は当社が別途定める事業者(以下、「請求事業者」とします)が行う料金等の請求に係る情報(当該N T Tドコモの指定携帯電話に係る料金の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。))の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。))を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。))に登録された電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。))を受けているときは、当社と固定V P Nサービス契約者との間で別段の合意があり、当社が利用料金その他の債務に係る債権を請求事業者に譲渡しない場合を除いて、固定V P Nサービスについてもこの取扱いを行います。
- (2) 当社は、前記の請求データ蓄積装置に、当該固定V P Nサービスに係る請求額情報を登録されたことをもって、その請求額情報を固定V P Nサービス契約者に通知したものとみなします。
- (3) 当社は、N T Tドコモの指定携帯電話について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、固定V P Nサービスについてもこの取扱いを廃止します。
- (4) 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、N T Tドコモの指定携帯電話に適用されるN T Tドコモの契約約款の規定に準ずるものとします。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、固定V P Nサービスに係る契約の申込みをする者又は回線契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。))の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

料金表

通則

(定額通信料の設定)

- 1 定額通信料（他社接続契約者回線（フレッツ別契約型に係るものを除きます。）に係るものに限り、）は、当社の提供区間と別記2に掲げる協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。ただし、その協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金又は相互接続協定に基づきその協定事業者が別に定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、固定V P Nサービス契約者がその固定V P Nサービス契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が固定V P Nサービス契約毎に定める毎月月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし、付加機能利用料について、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
 - (1) 料金月の初日以外の日に固定V P Nサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に固定V P Nサービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に固定V P Nサービス又は付加機能の提供を開始し、その日にその固定V P Nサービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に固定V P Nサービスの区別等の変更又は移転等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
ただし、その変更等により複数の契約者回線等が設置された場合は、それぞれの契約者回線等に係る月額料金について、(1)又は(2)の規定に準じて算出します。
 - (5) 第34条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 通則5の規定による起算日の変更があったとき。
- 4 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第34条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 固定V P Nサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。なお、固定V P Nサービス契約者は、NTTドコモが別途定める条件を満たす場合、固定V P Nサービスに係る利用料金について、NTTドコモ所定の電気通信サービス（が別途定める約款に基づき提供されるものに限り）の利用に係る料金と合算して支払うことができるものとします。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、固定V P Nサービス契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、固定VPNサービス契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 第34条(利用料金の支払義務)から第36条(工事費の支払義務)までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(VPNサービスの区別等)

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、固定VPNサービスの区別等として、次のとおりVPNサービスの区別等を定めます。

(1) VPNサービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送交換を行うもの

(2) VPNサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティアクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの
ギャランティ(センタエンド)アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を確保するもの ただし、通信の区分が同一の契約者回線等相互間の通信においては、回線契約者が指定する最低伝送速度(固定VPNサービス網が通常状態である場合において最低限伝送可能な速度をいいます。以下同じとします。)による通信を確保するもの
バーストアクセス	回線契約者が指定する最低伝送速度による通信を確保するもの
ベストエフォート(IPoE)アクセス	ベストエフォートのものであって、光アクセス回線からIPv6(IPoE)方式による通信を利用して固定VPNサービス網との接続を行うもの
ベストエフォートアクセス	ベストエフォートのものであって、ベストエフォート(IPoE)以外のもの

多重アクセス	当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行うもの
<p>備考</p> <p>1 ベストエフォート (IPoE) アクセスは、レイヤー3に限り提供いたします。</p> <p>2 回線契約者 (レイヤー3に係る者であって、ベストエフォートアクセスに係る者に限り) は、ターミナル (料金表第3表 (附帯サービスに関する料金) に規定する回線制御装置のターミナルをいいます。以下備考7までにおいて同じとします。) を設置いただきます。</p> <p>3 回線契約者 (ベストエフォート (IPoE) アクセスに係る者に限り) は、Communication ターミナル (料金表第3表 (附帯サービスに関する料金) に規定する回線制御装置のCommunication ターミナルをいいます。以下備考7までにおいて同じとします。) を設置していただきます。</p> <p>4 ベストエフォート (IPoE) アクセスは、メイン契約に係るものに限り提供します。</p> <p>5 ベストエフォート (IPoE) アクセスとその他の通信の区分との間の相互の変更は行うことができません。</p> <p>6 回線契約者 (次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限り) は、以下備考2までにおいて同じとします。) は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。</p> <p>(1) 通信の区分</p> <p>ア ギャランティアアクセス</p> <p>イ ギャランティ (センタエンド) アクセス</p> <p>ウ パーストアクセス</p> <p>エ ベストエフォート (IPoE) アクセス</p> <p>オ ベストエフォートアクセス</p> <p>カ 多重アクセス</p> <p>(2) 電気通信サービス</p> <p>ア 削除</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ Universal One サービス契約約款に規定する IP 伝送サービス</p> <p>7 回線契約者は、その固定VPNサービスに係る外国側の電気通信回線との間の通信を行うことができます。</p>	

(3) VPNサービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティアアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	1Mb/s	1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

	200Mb/s	200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	1Gb/s	1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	2Gb/s	2Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	3Gb/s	3Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	5Gb/s	5Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	7Gb/s	7Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティアアクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内容
NTTCom 光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであってNTT 東日本・西日本ワイド利用以外のもの
NTT 東日本・西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
電力系 NCC 利用	他社接続契約者回線（別記 2 に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの

- 2 契約者回線等による区分ごとに次表に掲げるところにより提供します。

契約者回線等による区分	提供する品目
NTTCom 光アクセス利用	1Mb/s から 10Gb/s までの品目
NTT 東日本・西日本ワイド利用	1Mb/s から 100Mb/s までの品目
電力系 NCC 利用（北海道総合通信網株式会社、株式会社 STNet 及び沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものを除きます。）	1Mb/s から 1Gb/s までの品目
電力系 NCC 利用（北海道総合通信網株式会社に係るものに限ります。）	1Mb/s から 100Mb/s まで又は 1Gb/s の品目
電力系 NCC 利用（株式会社 STNet に係るものに限ります。）	1Mb/s から 500Mb/s まで又は 1Gb/s の品目
電力系 NCC 利用（沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものに限ります。）	1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s 又は 1Gb/s の品目
ハウジング利用	1Mb/s から 10Gb/s までの品目

- 2 他社接続契約者回線の品目は、当社が別に定める場合を除き、VPNサービス（UNOタイプ）の品目と同一のものとします。
- 3 他社接続契約者回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては、臨時契約（それに相当するものを含まず）以外のものとします。
- 4 別記 2 に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

イ ギャランティ（センタエンド）アクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考		
1 ギャランティ（センタエンド）アクセスには契約者回線等による区分があります。		
契約者回線等による区分		内 容
NTT東日本・西日本ワイド利用		加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限りません。）の提供する電気通信サービスに係るものに限りません。）を設置して提供するもの
2 当社は、ギャランティ（センタエンド）アクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。		
品 目		最低伝送速度
10Mb/s		1Mbit/s
		2Mbit/s
		3Mbit/s
		5Mbit/s
		7Mbit/s
100Mb/s		10Mbit/s
		20Mbit/s
		30Mbit/s
		50Mbit/s
		70Mbit/s

ウ バーストアクセスに係るもの

品 目		内 容
イーサタイプ	10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考		
1 バーストアクセスは加入者回線を設置して提供します。		
2 当社は、バーストアクセスについて、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。		
品 目		最低伝送速度
10Mb/s		1Mbit/s
100Mb/s		10Mbit/s

エ ベストエフォート (IPoE) アクセスに係るもの

品 目		内 容	
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	100Mb/s	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	最大概ね 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考			
1 ベストエフォート (IPoE) アクセスには契約者回線等による区分があります。			
光契約回線等による区分		内 容	
フレッツ別契約型		他社接続契約回線（別記 3 に掲げる固定VPNサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの。	
2 フレッツ別契約型にはフレッツタイプの区分があります。			
フレッツタイプの区分		内 容	
ファミリー		別記 3 の (2) に掲げるアの (ウ) から (オ) まで及びイの (イ) から (エ) までに係るもの	
マンション		別記 3 の (2) に掲げるアの (カ) から (ク) まで及びイの (カ) から (ク) までに係るもの	

オ ベストエフォートアクセスに係るもの

品 目		内 容	
フレッツタイプ	光アクセス回線に係るもの	100Mb/s	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	最大概ね 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
	DSL 回線に係るもの	1.5Mb/s	DSL 回線の終端への伝送方向については最大 1.536Mbit/s まで、他の伝送方向については最大 512kbit/s までの符号伝送が可能なもの
		8Mb/s	DSL 回線の終端への伝送方向については最大概ね 8Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		12Mb/s	DSL 回線の終端への伝送方向については最大概ね 12Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		24Mb/s	DSL 回線の終端への伝送方向については最大概ね 24Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

		40Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね 40Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
		47Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね 47Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考 ベストエフォートアクセスには契約者回線等による区分があります。			
光契約回線等による区分		内 容	
DSL 一括提供型		加入者回線（別記 3 に掲げる固定 V P N サービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの	
フレッツ別契約型		当社の IP 通信網サービス契約約款にて提供する回線及び他社接続契約者回線（別記 3 に掲げる固定 V P N サービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。）と接続して提供するもの	
備考			
1 フレッツ別契約型にはフレッツタイプの区分があります。			
フレッツタイプの区分		内 容	
ファミリー		別記 3 の (2) に掲げるアの (ア) から (ウ) まで及びイの (ア) から (ウ) までに係るもの	
マンション		別記 3 の (2) に掲げるアの (エ) から (カ) まで及びイの (エ) から (カ) までに係るもの	

カ 多重アクセスに係るもの

品 目	内 容						
イーサタイプ	1Mb/s	1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	2Mb/s	2Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	3Mb/s	3Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	5Mb/s	5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	7Mb/s	7Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	20Mb/s	20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	30Mb/s	30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	50Mb/s	50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
	70Mb/s	70Mbit/s までの符号伝送が可能なもの					
100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの						
備考							
1 多重アクセスにはレイヤーによる区分があります。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>レイヤーの区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レイヤー3</td> <td>インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの</td> </tr> <tr> <td>レイヤー2</td> <td>イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>		レイヤーの区分	内 容	レイヤー3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの	レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの
レイヤーの区分	内 容						
レイヤー3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの						
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの						
2 イーサタイプの品目は、レイヤーによる区分ごとに次表に掲げるところによる提供します。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>レイヤーの区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レイヤー3</td> <td>1Mbit/s から 100Mbit/s の品目</td> </tr> <tr> <td>レイヤー2</td> <td>1Mbit/s の品目</td> </tr> </tbody> </table>		レイヤーの区分	内 容	レイヤー3	1Mbit/s から 100Mbit/s の品目	レイヤー2	1Mbit/s の品目
レイヤーの区分	内 容						
レイヤー3	1Mbit/s から 100Mbit/s の品目						
レイヤー2	1Mbit/s の品目						

(4) VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

(ア) レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(イ) (ア) 及び (イ) に規定するほか、契約者回線等の二重化に係る区別に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

イ 分散に係る区別

分散に係る区別	内 容
分散パターン 1	分散パターン 2 以外のもの
分散パターン 2	当社が指定する固定VPNサービス取扱所以外の固定VPNサービス取扱所に設置されたVPNノード装置（固定VPNサービスを提供するために当社が設置する装置とします。）に契約者回線等を分散して収容するもの
備考	
1 当社は、分散に係る区別を、ギャランティアクセス（NTTCom 光アクセス利用及び電力系 NCC 利用（KDDI 株式会社及び株式会社オプテージに係るもの）に限り提供します。）に係るものに限り提供します。	
2 備考 1 の規定にかかわらず、当社は、レイヤー2 のギャランティアクセス（品目が 2Gb/s から 10Gb/s までのものに限り提供します。）については、分散パターン 2 を提供しません。	

ウ セッションに係る区別

セッションに係る区別	内 容
シングルセッション	通信セッションの数が 1 セッションのもの
デュアルセッション	通信セッションの数が 2 セッションのもの
備考	
1 当社は、セッションに係る区別を、レイヤー2 のベストエフォートアクセスに限り提供します。	
2 光アクセス回線に係る 1Gb/s の品目は、シングルセッションに限り提供します。	

（専用サービスの区別等）

14 の 2 当社は、この料金表を適用するにあたって、固定VPNサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

(1) 専用サービスには、次のレイヤーの区別があります。

レイヤーの区別	内 容
レイヤー2	イーサネット方式等により符号の伝送を行うもの

(2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの

備考

- 1 専用サービスは、1のVPNグループにつき、同一の通信の区分に係る2の契約者回線等が所属するものとします。
ただし、回線契約者がVLAN多重機能を利用する場合は、この限りではありません。この場合、多重通信を行う通信相手先には、1以上のギャランティ（イーサ専用）アクセスに係る契約者回線等を含むものとします。
- 2 回線契約者（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行う者に限りま
す。）は、次に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行
うことができます。
 - (1) 削除
 - (2) 削除
 - (3) Universal One サービス契約約款に規定するIP伝送サービス
- 3 回線契約者は、その固定VPNサービスに係る外国側の電気通信回線との間の通信を行
うことができます。

- (3) 専用サービスには、次の品目等があります。
ア ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容	
イーサタイプ	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2Gb/s	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	
3Gb/s	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	

	5Gb/s	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Gb/s	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Gb/s	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Gb/s	100Gbit/s の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ギャランティ（イーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTTCom 光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって NTT 西日本ワイド利用以外のもの
NTT 東日本プレミア利用	加入者回線（契約事業者（東日本電信電話株式会社に限りません。）の提供する電気通信サービスに係るものに限りません。）を設置して提供するもの
NTT 西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（西日本電信電話株式会社に限りません。）の提供する電気通信サービスに係るものに限りません。）を設置して提供するもの
ハウジング利用	契約者回線を設置して提供するもの
備考 NTT 東日本プレミア利用及び NTT 西日本ワイド利用は、1Mb/s から 100Mb/s までの品目に限り提供します。	

- 2 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分が NTT 東日本プレミア利用及び NTT 西日本ワイド利用のものに限りません。）にはサービスエリアの区分があります。

サービスエリアの区分	内 容
県内	当社が指定する固定VPNサービス取扱所の回線収容部と加入者回線の終端が同一の府県にあるもの
ゾーン内	当社がしている固定VPNサービス取扱所の回線収容部と加入者回線の終端が、当社が別に定める府県にあるもの
フラット	上記以外のもの

- (4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア 契約者回線等の二重化に係る区別

(ア) レイヤーの区別は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(イ) 契約者回線等に係る終端の場所は、メイン契約とバックアップ契約とで同一とします。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定するほか、契約者回線等の二重化に係る区別に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

イ サービスクラスに係る区別

サービスクラスに係る区別	内 容
シングルクラス	デュアルクラス以外のもの

デュアルクラス	当社が指定する固定VPNサービス取扱所相互間の区間であって、都道府県の区域をまたがる区間が、二重化されているもの
備考 当社は、サービスクラスに係る区別を、100Gb/s の品目に限り提供します。	

ウ 伝送方式に係る区別

区 別	内 容
トランスポート型	波長/SDH 型以外のもの
波長/SDH 型	波長又は時分割多重の方式により符号伝送を行うもの
備考 1 トランスポート型は、1Mb/s から 10Gb/s までの品目に限り提供します。 2 波長/SDH 型は、10Gb/s 又は 100Gb/s の品目に限り提供します。 3 回線契約者は、伝送方式に係る区別の変更の請求をすることはできません。 4 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分が NTT 西日本ワイド利用のものに限り提供します。）は、トランスポート型に限り提供します。	

（VPNサービスの SLA に係る料金の扱い）

15 VPNサービスの SLA に係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、VPNサービス（回線契約に係るものに限ります）の区別等に応じて、次表に規定する SLA を適用します。

SLA の項目	対象となるVPNサービスの区別等
故障回復時間 SLA	ギャランティアクセス
ネットワーク稼働率 SLA	ギャランティ（センタエンド）アクセス
回線稼働率 SLA	バーストアクセス
網内遅延 SLA	多重アクセス

(2) 当社は、別記 1 に規定する当社の提供区間及び他社接続契約者回線に係る区間（別記 2 の(1)に掲げる協定事業者に係るものに限ります。）において、次に規定する SLA の適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額として固定VPNサービス契約者に返還します。

ア 故障回復時間 SLA

(ア) 故障回復時間 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		利用不能時間	料金返還率
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの利用不能時間が1時間以上連続したとき	そのVPNサービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	1時間以上2時間未満	10%
		2時間以上4時間未満	20%
		4時間以上6時間未満	30%
		6時間以上8時間未満	40%
		8時間以上48時間未満	50%
		48時間以上	100%

(イ) 利用不能時間は、固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第41条（固定VPNサービス契約者の切分責任）の規定により、その固定VPNサービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がその

ことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則 15 において同じとします。

- (ウ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止(当社があらかじめそのことを固定VPNサービス契約者に通知したときに限ります。)、利用停止又は接続休止等(以下この通則 15 において「利用中止等」といいます。)としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第 34 条(利用料金の支払義務)第 2 項の規定を適用します。
- (エ) 当社は、故障回復時間 SLA が適用される場合には、第 34 条第 2 項第 2 号の規定(表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。)は適用しません。ただし、返還基準額以外のそのVPNサービスに係る月額料金については、第 34 条第 2 項第 2 号の規定(表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。)を適用します。
- (オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのVPNサービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が 1 時間未満となるものに限ります。)が生じたときは、第 34 条第 2 項第 2 号の規定(表の 2 欄に係るものに限ります。)を適用します。
- (カ) 当社は、適用事象の発生が 1 の料金月(当社が別に定める場合は 2 の料金月とします。)において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

イ ネットワーク稼働率 SLA

(ア) ネットワーク稼働率 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		ネットワーク稼働率	料金返還率
固定VPNサービス契約者の責めにならない理由により、ネットワーク稼働率 99.99%を下回ったとき	その料金月における定額通信料及び料金表第 3 表に定める回線制御装置使用料	99.8%以上 99.99%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%
		95.0%以上 98.0%未満	10%
		90.0%以上 95.0%未満	20%
		90.0%未満	100%

- (イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。全体累積稼働時間=その料金月に相当する時間×固定VPNサービスの回線数(その料金月における当社が別に定める回線数とします。)
- (ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

$$\text{ネットワーク稼働率}(\%) = (1 - \text{利用不能時間を 1 の料金月ごとに合算した時間} \div \text{全体累積稼働時間}) \times 100$$
- (エ) 当社は、その固定VPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その固定VPNサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。
- (オ) 当社は、その固定VPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率 SLA による料金返還を行いません。
- (カ) 返還基準額は、通則 3 に規定する場合は生じたときは通則 4 の規定に基づき算出した額とします。

ウ 回線稼働率 SLA

(ア) 回線稼働率 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
		回線稼働率	料金返還率
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、そのVPNサービスの回線稼働率が99.9%を下回ったとき	その料金月における定額通信料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	99.8%以上 99.9%未満	1%
		98.0%以上 99.8%未満	3%
		95.0%以上 98.0%未満	5%
		90.0%以上 95.0%未満	10%
		90.0%未満	20%

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

$$\text{回線稼働率 (\%)} = (1 - \text{利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間} \div \text{回線累積稼働時間}) \times 100$$

(エ) 当社は、そのVPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いしません。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

エ 網内遅延 SLA

(ア) 網内遅延 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率
当社網内の1の提供区間の一端から送信されたIPパケット又はイーサネットフレームのその提供区間の往復に要する時間（VPNサービスを全く利用できない状態が生じた場合を除きます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたとき	その料金月における定額通信料	10%

(イ) 当社は、そのVPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、網内遅延 SLA による料金返還を行いません。

(ウ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

(3) 当社は、各 SLA の返還料金額は、各 SLA の適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る月額料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第34条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(4) 当社は、(2)の表の SLA の項目のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれの SLA の返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。

(5) (5) 当社は、(2)に規定する各 SLA の適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLA を適用しません。この場合、そのVPNサービスに係る料金の支払義務については、第34条第2項第2号の表の1欄の規定を適用します。

(注) 通則15の(2)イの(カ)及び(3)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- 故障回復時間 SLA 又は故障通知時間 SLA に係る適用事象が、そのVPNサービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にそのVPNサービスの提供を開始した場合

(専用サービスの SLA に係る料金の扱い)

16 専用サービスの SLA に係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用サービス (回線契約に係るものに限り、) の区別等に応じて、次表に規定する SLA を適用します。

SLA の項目	対象となる専用サービスの区別等
故障回復時間 SLA ネットワーク稼働率 SLA 回線稼働率 SLA 帯域保証 SLA	ギャランティ (イーサ専用) アクセス (トランスポート型に限り、)
故障回復時間 SLA ネットワーク稼働率 SLA 回線稼働率 SLA	ギャランティ (イーサ専用) アクセス (波長/SDH型に限り、)

(2) 当社は、別記 1 に規定する当社の提供区間において、次に規定する SLA の適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額として固定 V P N サービス契約者に返還します。

ア 故障回復時間 SLA

(ア) 故障回復時間 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率														
固定 V P N サービス契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの利用不能時間が 30 分 (100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合 (デュアルクラスの場合を除きます。)) は 2 時間とします。) 以上連続したとき	その専用サービスを全く利用できない状態が発生した時点における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第 3 表に定める回線制御装置使用料	(1) 100Gb/s 以外の品目の場合、100Gb/s の品目であってデュアルクラスの場合又は 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 時間以上 2 時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2 時間以上 4 時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4 時間以上 6 時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6 時間以上 8 時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8 時間以上 48 時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>48 時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	10%	2 時間以上 4 時間未満	20%	4 時間以上 6 時間未満	30%	6 時間以上 8 時間未満	40%	8 時間以上 48 時間未満	50%	48 時間以上	100%
		利用不能時間	料金返還率													
1 時間以上 2 時間未満	10%															
2 時間以上 4 時間未満	20%															
4 時間以上 6 時間未満	30%															
6 時間以上 8 時間未満	40%															
8 時間以上 48 時間未満	50%															
48 時間以上	100%															
(2) 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合 (デュアルクラスの場合を除きます。)) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>利用不能時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 時間以上 4 時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>4 時間以上 6 時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>6 時間以上 8 時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>8 時間以上 48 時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>48 時間以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	2 時間以上 4 時間未満	3%	4 時間以上 6 時間未満	10%	6 時間以上 8 時間未満	20%	8 時間以上 48 時間未満	30%	48 時間以上	50%				
利用不能時間	料金返還率															
2 時間以上 4 時間未満	3%															
4 時間以上 6 時間未満	10%															
6 時間以上 8 時間未満	20%															
8 時間以上 48 時間未満	30%															
48 時間以上	50%															

- (イ) 利用不能時間は、固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第41条（固定VPNサービス契約者の切分責任）の規定により、その固定VPNサービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下この通則17において同じとします。
- (ウ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止（当社があらかじめそのこと固定VPNサービス契約者に通知したときに限ります。）、利用停止又は接続休止等（以下この通則17において「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、その専用契約に係る料金については、第34条（利用料金の支払義務）第2項の規定を適用します。
- (エ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第34条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）は適用しません。ただし、返還基準額以外のその専用サービスに係る月額料金については、第34条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）を適用します。
- (オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。））は2時間とします。）未満となるものに限ります。）が生じたときは、第34条第2項第2号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。
- (カ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合の返還料金額が、第34条第2項第2号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、故障回復時間SLAを適用せず、第34条第2項第2号の規定を適用します。
- (キ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月（当社が別に定める場合は2の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。

イ ネットワーク稼働率 SLA

(ア) ネットワーク稼働率 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率												
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、ネットワーク稼働率が99.99%（100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）は99.8%とします。）を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) 100Gb/s 以外の品目の場合、100Gb/s の品目であってデュアルクラスの場合又は 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	ネットワーク稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.99%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	10%	90.0%以上 95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
		ネットワーク稼働率	料金返還率											
		99.8%以上 99.99%未満	1%											
		98.0%以上 99.8%未満	3%											
		95.0%以上 98.0%未満	10%											
		90.0%以上 95.0%未満	20%											
		90.0%未満	100%											
		(2) 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合（デュアルクラスの場合を除きます。）												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	ネットワーク稼働率	料金返還率	98.0%以上 99.8%未満	1%	95.0%以上 98.0%未満	3%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	50%		
ネットワーク稼働率	料金返還率													
98.0%以上 99.8%未満	1%													
95.0%以上 98.0%未満	3%													
90.0%以上 95.0%未満	10%													
90.0%未満	50%													

(イ) 全体累積稼働時間は次の数式により求めるものとします。

全体累積稼働時間＝その料金月に相当する時間×固定VPNサービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）

(ウ) ネットワーク稼働率は次の数式により求めるものとします。

ネットワーク稼働率（％）＝（1－利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間÷全体累積稼働時間）×100

(エ) 当社は、その固定VPNサービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その固定VPNサービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 当社は、その固定VPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止等としているときは、ネットワーク稼働率SLAによる料金返還を行いません。

(カ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

ウ 回線稼働率SLA

(ア) 回線稼働率SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率												
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの回線稼働率が99.9% (100Gb/sの品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合 (デュアルクラスの場合を除きます。)) 98.0%とします。)を下回ったとき	その料金月における定額通信料、デュアルアクセス機能に係る付加機能利用料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	(1) 100Gb/s 以外の品目の場合、100Gb/s の品目であってデュアルクラスの場合又は 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用する場合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回線稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.9%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	回線稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.9%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	5%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	20%
		回線稼働率	料金返還率											
		99.8%以上 99.9%未満	1%											
		98.0%以上 99.8%未満	3%											
		95.0%以上 98.0%未満	5%											
		90.0%以上 95.0%未満	10%											
		90.0%未満	20%											
		(2) 100Gb/s の品目であってデュアルアクセス機能を利用しない場合 (デュアルクラスの場合を除きます。))												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回線稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	回線稼働率	料金返還率	95.0%以上 98.0%未満	3%	90.0%以上 95.0%未満	5%	90.0%未満	10%				
回線稼働率	料金返還率													
95.0%以上 98.0%未満	3%													
90.0%以上 95.0%未満	5%													
90.0%未満	10%													

(イ) 回線累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

(ウ) 回線稼働率は次の数式により求めるものとします。

$$\text{回線稼働率 (\%)} = (1 - \text{利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間} \div \text{回線累積稼働時間}) \times 100$$

(エ) 当社は、その専用サービスが全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(オ) 返還基準額は、通則3に規定する場合は生じたときは通則4の規定に基づき算出した額とします。

エ 帯域保証SLA

(ア) 帯域保証 SLA の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率																
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、その専用サービスの帯域低下時間が30分以上連続したとき	その専用サービスについて帯域低下が発生した時点における定額通信料及び料金表第3表に定める回線制御装置使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>帯域低下時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上48時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	帯域低下時間	料金返還率	30分以上1時間未満	3%	1時間以上2時間未満	10%	2時間以上4時間未満	20%	4時間以上6時間未満	30%	6時間以上8時間未満	40%	8時間以上48時間未満	50%	8時間以上	100%
		帯域低下時間	料金返還率															
		30分以上1時間未満	3%															
		1時間以上2時間未満	10%															
		2時間以上4時間未満	20%															
		4時間以上6時間未満	30%															
		6時間以上8時間未満	40%															
		8時間以上48時間未満	50%															
		8時間以上	100%															

- (イ) 帯域低下時間は、帯域低下（その専用サービスに係る回線の符号伝送速度が、その品目に満たない状態（当社が別に定める状態に限ります。）となる場合をいいます。）であることを当社が知った時刻（固定VPNサービス取扱所において、当社が試験を行い、そのことを確認した時刻をいいます。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。
- (ウ) 当社は、その専用サービスについて帯域低下であることを当社が知った時点において、その専用サービスについて利用中止等としているときは、その期間については帯域低下時間として取り扱いません。
- (エ) 当社は、故障回復時間 SLA が適用される場合には、帯域保証 SLA は適用しません。
- (オ) 当社は、適用事象の発生が 1 の料金月（当社が別に定める場合は 2 の料金月とします。）において複数回となる場合は、それぞれの返還料金額の合計額を返還します。
- (3) 当社は、各 SLA の返還料金額は、各 SLA の適用事象が発生した日を含む料金月（当社が別に定める場合は翌料金月を含みます。）に係る月額料金（返還基準額に係るものに限るものとし、通則 3 に規定する場合は生じたときは通則 4 の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第 34 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた後の額とします。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。
- (4) 当社は、(2)の表の SLA の項目のうちいずれか 2 以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。ただし、その返還料金額の合計額が、それぞれの SLA の返還上限額のうち最も高額となるものを超える場合は、その最も高額となる返還上限額を返還します。
- (5) 当社は、(2)に規定する各 SLA の適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、SLA を適用しません。この場合、その専用サービスに係る料金の支払義務については、第 34 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄の規定を適用します。
- (注) 通則 16 の(2)のアの(キ)、エの(オ)及び(3)に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。
- ・故障回復時間 SLA 又は帯域保証 SLA に係る適用事象が、その専用サービスの提供を開始した料金月に生じた場合であって、料金月の初日以外の日にその専用サービスの提供を開始した場合。

(国際VPNサービスのSLAに係る料金の扱い)

17 当社は、国際VPNサービスについては、SLA を適用しません。ただし、国際VPNサービスのSLAに係る料金の扱いについて、当社と（固定VPNサービス契約者との間で別段の合意がある場合は、その定めるところによります。

(クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い)

18 料金表第 1 表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の区分等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となるクラウドコネクタ接続機能の区分等
故障回復時間SLA 稼働率SLA	ギャランティ型

(2) 当社は、クラウドコネクタ接続機能のギャランティ型に係る区間（クラウドゲートウェイ（クラウドコネクタ接続機能を提供するために当社が固定VPNサービス網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間）において次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額として固定VPNサービス契約者に返還します。

ア 故障回復時間SLA

(ア) 故障回復時間SLAの適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりとします。

適用事象	返還基準額	料金返還率												
固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能の利用不能時間が1時間以上連続したとき	クラウドコネクタ接続機能を全く利用できない状態が発生した時点におけるそのクラウドコネクタ接続機能に係る付加機能利用料	1の接続（当社が別に定める接続構成とします。）ごとに <table border="1" data-bbox="826 405 1257 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 405 1098 456">利用不能時間</th> <th data-bbox="1098 405 1257 456">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 456 1098 551">1時間以上 4時間未満</td> <td data-bbox="1098 456 1257 551">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 551 1098 645">4時間以上 12時間未満</td> <td data-bbox="1098 551 1257 645">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 645 1098 739">12時間以上 24時間未満</td> <td data-bbox="1098 645 1257 739">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 739 1098 833">24時間以上 72時間未満</td> <td data-bbox="1098 739 1257 833">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 833 1098 887">72時間以上</td> <td data-bbox="1098 833 1257 887">50%</td> </tr> </tbody> </table>	利用不能時間	料金返還率	1時間以上 4時間未満	1%	4時間以上 12時間未満	5%	12時間以上 24時間未満	10%	24時間以上 72時間未満	20%	72時間以上	50%
利用不能時間	料金返還率													
1時間以上 4時間未満	1%													
4時間以上 12時間未満	5%													
12時間以上 24時間未満	10%													
24時間以上 72時間未満	20%													
72時間以上	50%													

(イ) 利用不能時間は、接続タイプに応じて次のとおりとします。以下この通則 19 において同じとします。

A B以外の場合

利用不能時間は、固定VPNサービス契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能に係る接続が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第 41 条（固定VPNサービス契約者の切分責任）の規定により、その固定VPNサービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。

B Microsoft接続タイプの場合

利用不能時間は、1の接続に属する1の論理接続ごとに、Aの規定を準用して取り扱います。

ただし、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら2以上の論理接続の利用不可能時間を連続した1の利用不可能時間とみなします。この場合において、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の全く利用できない状態が全て解消した時刻をその1の接続における解消時刻とします。

(ウ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状況であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止（当社があらかじめそのことを固定VPNサービス契約者に通知したときに限ります。）又は利用停止（以下この通則 18 において、「利用中止等」といいます。）としているときは、その期間については利用不可能時間として取り扱いません。この場合において、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金については、第 34 条（利用料金の支払義務）第 2 項の規定を適用します。

(エ) 当社は、故障回復時間SLAが適用される場合には、第 34 条第 2 項第 2 号の規定（表の 1 欄又は 3 欄に係るものに限ります。）は適用しません。

(オ) 当社は、(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのクラウドコネクタ接続機能を全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 2 欄に係るものに限ります。）を適用します。

(カ) 当社は、適用事象の発生が1の料金月において複数回となる場合は、それぞれの返還

料金額の合計額を返還します。

イ 稼働率 S L A

(ア) 稼働率 S L A の適用事象、返還基準額及び料金返還率は次の表のとおりします。

適用事象	返還基準額	料金返還率	
固定 V P N サービス契約者の責めによらない理由により、そのクラウドコネクタ接続機能の累積故障時間（その料金月における利用不能時間（1 の故障が 1 分未満のものを除きます。）を 1 の料金月ごとに合算した時間とします。）が 5 分以上となったとき	その料金月におけるそのクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料	1 の接続（当社が別に定める接続構成とします。）ごとに	
		累積故障時間	料金返還率
		5 分以上 30 分未満	10%
		30 分以上 1 時間未満	20%
		1 時間以上 2 時間未満	35%
		2 時間以上	50%

(イ) 当社は、そのクラウドコネクタ接続機能が全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのクラウドコネクタ接続機能について利用中止等としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。

(ウ) 返還基準額は、通則 3 に規定する場合は生じたときは通則 4 の規定に基づき算出した額とします。

- (3) 当社は、各 S L A 返金料金額は、各 S L A の適用事象が発生した日を含む料金月に係るクラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料（通則 3 に規定する場合は生じたときは通則 4 の規定に基づき算出した額とします。）の合計額の 50%（(4) に定める場合を除きます。以下、「返還上限額」といいます。）を上限として適用します。
- (4) 当社は、クラウドコネクタ接続機能の付加機能利用料に第 34 条第 2 項第 2 号の規定が適用された場合であって、その料金月のクラウドコネクタ接続機能に係る付加機能利用料から第 34 条第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金の合計額を減じた結果の額がその料金月における各 S L A の返還上限額に満たないときは、その減じた結果の額をその料金月の返還上限額とします。
- (5) 当社は、(2) の表の S L A の項目のいずれか 2 以上を同時に適用する場合は、その返還料金額を合計した額を返還します。
ただし、その返還料金額の合計額が返還上限金額を超える場合は、返還上限額を返還します。
- (6) 当社は、(2) に規定する各 S L A の適用事象の発生が天災、事変その他の非常事態によるものである場合は、S L A を適用しません。この場合、そのクラウドコネクタ接続機能に係る料金の支払い義務については、第 38 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄の規定を適用します。
- (7) 当社は、1 の故障において、(2) に規定する各 S L A 又は 2 以上の S L A が適用される場合の返還料金額が、S L A を適用せずに第 38 条第 2 項第 2 号の規定（表の 1 欄又は 3 欄に係るもの）に限り、適用するとした場合の当該規定により支払いを要しない料金として算出した額に満たないときは、S L A を適用せず、第 38 条第 2 項第 2 号の規定を適用します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VPNサービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 固定VPNサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、固定VPNサービスの需要と供給の見込み等を考慮してVPNサービスに係る固定VPNサービス区域を設定します。
(2) 定額通信料等の適用	当社は、VPNサービスについて、2-1に規定する定額通信料を適用します。
(3) 定額通信料の適用除外	VPNサービス（契約者回線等（レイヤー3に係るベストエフォートアクセス（フレッツタイプ（DSL一括提供型））に限ります。）に限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのVPNサービスの提供の開始、移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、回線契約者からその旨の申出があり、その回線契約の解除、VPNサービスの移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る定額通信料は適用しません。
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア VPNサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更（固定VPNサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）があった場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額通信料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) レイヤーの区別の変更（ベストエフォートアクセスに係るものに限ります。）</p> <p>(イ) 通信の区分の変更であって、エの(イ)に定める変更以外のもの</p> <p>(ウ) 契約者回線等による区分の変更であって、エの(エ)に定める変更以外のもの</p> <p>(エ) 協定事業者の変更（ギャランティアアクセス（イーサタイプ（電力系NCC利用））に限ります。）に係るものに限ります。）</p> <p>ウ イの場合において、VPNサービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（固定VPNサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) レイヤーの区別の変更であって、イの(ア)に定める変更以外のもの</p>

	<p>(イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom 光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom 光アクセス利用）に限ります。）との間の変更</p> <p>B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更</p> <p>C ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT 東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティ（センタエンド）アクセス（イーサタイプ（NTT 東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はバーストアクセスのうち、いずれか 1 のアクセスから他のアクセスへの変更</p> <p>D ベストエフォート（ハイグレード）アクセス、ベストエフォートアクセスとベストエフォート（ライト）アクセスのうち、いずれか 1 のアクセスから他のアクセスへの変更</p> <p>(ウ) 品目の変更</p> <p>(エ) 契約者回線等による区分の変更（光一括提供型、フレッツ一括提供型及びフレッツ別契約型の相互間の変更に限ります。）</p> <p>(オ) 最低伝送速度の変更</p> <p>(カ) 光アクセス回線と DSL 回線と間の変更</p> <p>(キ) フレッツタイプの区分の変更</p> <p>(ク) 通信又は保守の態様による細目の変更</p>
<p>(5) 付加機能利用料の適用</p>	<p>当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の代表契約又は回線契約ごとに適用します。</p>
<p>(6) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者がサービス取扱所等を変更した場合の定額通信料の適用</p>	<p>当社又は別記2に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービス取扱所等（その他社接続契約者回線の終端に対向する装置が設置される固定VPNサービス取扱所に限ります。以下、同じとします。）を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>

2 料金額

2-1 定額通信料等

2-1-1 レイヤー3に係るもの

2-1-1-1 ギャランティアアクセス (定額通信料)

(1)イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

ア イ以外のもの

1 の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	88,000 円
2Mb/s のもの	132,000 円
3Mb/s のもの	154,000 円
5Mb/s のもの	198,000 円
7Mb/s のもの	233,200 円
10Mb/s のもの	286,000 円
20Mb/s のもの	346,500 円
30Mb/s のもの	407,000 円
50Mb/s のもの	528,000 円
70Mb/s のもの	624,800 円
100Mb/s のもの	770,000 円
200Mb/s のもの	1,540,000 円
300Mb/s のもの	2,200,000 円
500Mb/s のもの	3,520,000 円
700Mb/s のもの	4,620,000 円
1Gb/s のもの	6,160,000 円
2Gb/s のもの	7,392,000 円
3Gb/s のもの	8,624,000 円
5Gb/s のもの	11,088,000 円
7Gb/s のもの	13,552,000 円
10Gb/s のもの	18,480,000 円

イ 分散に係る区別が分散パターン2に係るもの

1 の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	132,000 円
2Mb/s のもの	181,500 円
3Mb/s のもの	209,000 円
5Mb/s のもの	275,000 円
7Mb/s のもの	399,300 円

10Mb/s のもの	468,600 円
20Mb/s のもの	584,100 円
30Mb/s のもの	704,000 円
50Mb/s のもの	935,000 円
70Mb/s のもの	1,152,800 円
100Mb/s のもの	1,461,900 円
200Mb/s のもの	2,323,200 円
300Mb/s のもの	3,034,900 円
500Mb/s のもの	4,666,200 円
700Mb/s のもの	6,284,300 円
1Gb/s のもの	8,625,100 円
2Gb/s のもの	10,780,000 円
3Gb/s のもの	12,430,000 円
5Gb/s のもの	16,170,000 円
7Gb/s のもの	19,690,000 円
10Gb/s のもの	24,310,000 円

(2)イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1Mb/s から 100Mb/s 品目までのもの	その回線契約をイーサタイプ (NTTCom 光アクセス 利用) ア (イ以外のもの) とみなした場合に適用される 定額通信料の額と同額

(3)イーサタイプ(電力系NCC利用)

ア 協定事業者が北海道総合通信網株式会社に係るもの

1 の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額	
	同一の単位料金区域 (北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。) 内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	119,350 円	119,350 円
2Mb/s のもの	143,990 円	143,990 円
3Mb/s のもの	178,640 円	178,640 円

5Mb/s のもの	252,340 円	252,340 円
7Mb/s のもの	358,820 円	415,690 円
10Mb/s のもの	427,680 円	564,850 円
20Mb/s のもの	513,810 円	678,150 円
30Mb/s のもの	599,830 円	791,340 円
50Mb/s のもの	771,980 円	1,017,830 円
70Mb/s のもの	944,020 円	1,244,320 円
100Mb/s のもの	1,200,980 円	1,576,190 円
1Gb/s のもの	7,925,500 円	—

イ 協定事業者が株式会社トークネットに係るもの

1 の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	118,030 円	138,710 円
2Mb/s のもの	150,480 円	191,840 円
3Mb/s のもの	186,340 円	249,810 円
5Mb/s のもの	270,490 円	364,980 円
7Mb/s のもの	395,010 円	520,520 円
10Mb/s のもの	492,360 円	667,150 円
20Mb/s のもの	559,020 円	771,320 円
30Mb/s のもの	625,680 円	875,490 円

50Mb/s のもの	759,000 円	1,083,830 円
70Mb/s のもの	892,320 円	1,294,810 円
100Mb/s のもの	1,093,510 円	1,611,170 円
200Mb/s のもの	2,185,700 円	2,878,700 円
300Mb/s のもの	3,065,700 円	4,105,200 円
500Mb/s のもの	4,825,700 円	6,558,200 円
700Mb/s のもの	6,583,500 円	9,009,000 円
1Gb/s のもの	9,167,400 円	12,632,400 円

ウ 協定事業者がKDDI株式会社に係るもの

1 の回線契約ごとに月額(税込)

品 目	料 金 額		
	当社が別に定める地域において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のものであって、同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左の二欄以外のもの
1Mb/s のもの	—	116,710 円	138,710 円
2Mb/s のもの	—	155,980 円	181,830 円
3Mb/s のもの	—	185,350 円	224,180 円
5Mb/s のもの	—	281,160 円	319,990 円
7Mb/s のもの	—	400,510円	465,300円
10Mb/s のもの	—	488,400円	566,500円
20Mb/s のもの	—	585,310円	701,800円
30Mb/s のもの	—	666,160円	821,480円

50Mb/s のもの	—	802,010円	1,034,990円
70Mb/s のもの	—	937,970円	1,248,500円
100Mb/s のもの	—	1,141,800円	1,568,820円
200Mb/s のもの	2,481,600円	2,831,400円	3,361,600円
300Mb/s のもの	2,960,100円	3,556,300円	4,358,200円
500Mb/s のもの	4,151,400円	5,238,200円	6,571,400円
700Mb/s のもの	5,328,4004,844,000円	6,920,100円	8,771,400円
1Gb/s のもの	6,972,900円	9,328,000円	11,980,100円

エ 協定事業者が中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの
1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	116,710円	142,560円
2Mb/s のもの	156,860円	195,690円
3Mb/s のもの	199,320円	251,020円
4Mb/s のもの	295,020円	372,680円
5Mb/s のもの	398,860円	502,480円
10Mb/s のもの	463,980円	606,320円
20Mb/s のもの	566,830円	742,830円
30Mb/s のもの	673,640円	883,190円
50Mb/s のもの	887,150円	1,164,020円

70Mb/s のもの	1,017,830 円	1,354,320 円
100Mb/s のもの	1,213,850 円	1,640,980 円
200Mb/s のもの	1,920,600 円	2,399,100 円
300Mb/s のもの	2,423,300 円	3,110,800 円
500Mb/s のもの	3,647,600 円	4,755,300 円
700Mb/s のもの	4,870,800 円	6,398,700 円
1Gb/s のもの	6,592,300 円	8,740,600 円

オ 協定事業者が北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用 するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	115,390 円	138,710 円
2Mb/s のもの	150,480 円	191,840 円
3Mb/s のもの	186,340 円	249,810 円
5Mb/s のもの	275,660 円	368,830 円
7Mb/s のもの	384,670 円	521,840 円
10Mb/s のもの	454,850 円	659,340 円
20Mb/s のもの	529,320 円	762,190 円
30Mb/s のもの	603,680 円	865,150 円
50Mb/s のもの	712,910 円	1,070,850 円
70Mb/s のもの	901,340 円	1,274,020 円

100Mb/s のもの	1,119,360 円	1,576,190 円
200Mb/s のもの	2,241,800 円	3,029,400 円
300Mb/s のもの	3,107,500 円	3,982,000 円
500Mb/s のもの	4,689,300 円	5,888,300 円
700Mb/s のもの	6,270,000 円	7,793,500 円
1Gb/s のもの	8,594,300 円	10,597,400 円

カ 協定事業者が株式会社オプテージに係るもの
A B以外のもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額	
	同一の府県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	112,860 円	134,860 円
2Mb/s のもの	140,140 円	167,310 円
3Mb/s のもの	176,000 円	209,660 円
5Mb/s のもの	271,810 円	323,510 円
7Mb/s のもの	402,820 円	538,670 円
10Mb/s のもの	509,190 円	771,980 円
20Mb/s のもの	581,020 円	868,340 円
30Mb/s のもの	652,850 円	964,810 円
50Mb/s のもの	797,830 円	1,157,640 円
70Mb/s のもの	941,490 円	1,350,360 円
100Mb/s のもの	1,158,190 円	1,639,660 円

200Mb/s のもの	1,907,400 円	2,501,400 円
300Mb/s のもの	2,697,200 円	3,490,300 円
500Mb/s のもの	4,275,700 円	5,467,000 円
700Mb/s のもの	5,854,200 円	7,444,800 円

B 品目が1Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額(税込)

回線距離区分	料 金 額
15km までのもの	6,561,500 円
30km //	7,847,400 円
40km //	8,138,900 円
50km //	8,396,300 円
60km //	8,600,900 円

キ 協定事業者が株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係るもの

1の回線契約ごとに月額(税込)

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	111,540 円	138,710 円
2Mb/s のもの	145,310 円	191,840 円
3Mb/s のもの	179,850 円	249,810 円
5Mb/s のもの	266,640 円	364,980 円
7Mb/s のもの	378,180 円	494,670 円
10Mb/s のもの	453,640 円	598,510 円
20Mb/s のもの	530,640 円	704,000 円
30Mb/s のもの	607,640 円	809,490 円

50Mb/s のもの	761,640 円	1,020,360 円
70Mb/s のもの	915,640 円	1,231,340 円
100Mb/s のもの	1,145,320 円	1,546,490 円
200Mb/s のもの	2,409,000 円	2,937,000 円
300Mb/s のもの	3,437,500 円	4,125,000 円
500Mb/s のもの	5,417,500 円	6,380,000 円
700Mb/s のもの	7,397,500 円	8,635,000 円
1Gb/s のもの	10,312,500 円	11,962,500 円

ク 協定事業者が株式会社STNetに係るもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	115,390 円	138,710 円
2Mb/s のもの	153,010 円	191,840 円
3Mb/s のもの	187,660 円	249,810 円
5Mb/s のもの	273,020 円	364,980 円
7Mb/s のもの	391,160 円	515,350 円
10Mb/s のもの	456,170 円	605,000 円
20Mb/s のもの	551,320 円	738,980 円
30Mb/s のもの	641,190 円	867,680 円
50Mb/s のもの	809,490 円	1,099,340 円

70Mb/s のもの	963,490 円	1,302,510 円
100Mb/s のもの	1,171,170 円	1,556,830 円
200Mb/s のもの	2,018,500 円	2,513,500 円
300Mb/s のもの	2,838,000 円	3,443,000 円
500Mb/s のもの	4,477,000 円	5,302,000 円
1Gb/s のもの	8,387,500 円	9,625,000 円

ケ 協定事業者が株式会社QTnetに係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額	
	同一の県内において、その 他社接続契約者回線を利用するもの	左欄以外のもの
1Mb/s のもの	114,180 円	143,880 円
2Mb/s のもの	153,010 円	194,480 円
3Mb/s のもの	187,660 円	249,810 円
5Mb/s のもの	274,340 円	364,980 円
7Mb/s のもの	400,180 円	510,180 円
10Mb/s のもの	488,510 円	620,510 円
20Mb/s のもの	575,850 円	737,660 円
30Mb/s のもの	663,190 円	854,810 円
50Mb/s のもの	830,170 円	1,083,830 円
70Mb/s のもの	991,980 円	1,307,680 円
100Mb/s のもの	1,207,360 円	1,608,640 円

200Mb/s のもの	2,605,900 円	3,760,900 円
300Mb/s のもの	3,511,200 円	4,787,200 円
500Mb/s のもの	5,321,800 円	6,839,800 円
700Mb/s のもの	7,131,300 円	8,892,400 円
1Gb/s のもの	9,790,000 円	11,917,400 円

コ 協定事業者が沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の回線契約ごとに月額(税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	115,390 円
2Mb/s のもの	145,310 円
3Mb/s のもの	176,000 円
5Mb/s のもの	252,340 円
10Mb/s のもの	410,850 円
20Mb/s のもの	503,360 円
30Mb/s のもの	594,660 円
50Mb/s のもの	777,150 円
100Mb/s のもの	1,106,490 円
200Mb/s のもの	2,007,500 円
300Mb/s のもの	2,860,000 円
500Mb/s のもの	4,565,000 円
1Gb/s のもの	8,222,500 円

(4)イーサタイプ (ハウジング利用)

1の回線契約ごとに月額(税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	66,000 円
2Mb/s のもの	80,300 円
3Mb/s のもの	96,800 円
5Mb/s のもの	140,800 円
7Mb/s のもの	234,300 円
10Mb/s のもの	283,800 円
20Mb/s のもの	343,200 円

30Mb/s のもの	398,200 円
50Mb/s のもの	508,200 円
70Mb/s のもの	618,200 円
100Mb/s のもの	770,000 円
200Mb/s のもの	880,000 円
300Mb/s のもの	1,320,000 円
500Mb/s のもの	2,420,000 円
700Mb/s のもの	3,520,000 円
1Gb/s のもの	5,060,000 円
2Gb/s のもの	6,072,000 円
3Gb/s のもの	7,084,000 円
5Gb/s のもの	9,108,000 円
7Gb/s のもの	11,132,000 円
10Gb/s のもの	15,180,000 円

2-1-1-2 ギャランティ（センタエンド）アクセス（定額通信料）
 イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	最低伝送速	料 金 額
10Mb/s のもの	1Mbit/s のもの	104,500 円
	2Mbit/s のもの	148,500 円
	3Mbit/s のもの	181,500 円
	5Mbit/s のもの	253,000 円
	7Mbit/s のもの	275,000 円
100Mb/s のもの	10Mbit/s のもの	396,000 円
	20Mbit/s のもの	418,000 円
	30Mbit/s のもの	484,000 円
	50Mbit/s のもの	616,000 円
	70Mbit/s のもの	748,000 円

2-1-1-3 バーストアクセス（定額通信料）イーサタイプ

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額
10Mb/s のもの	99,000 円
100Mb/s のもの	330,000 円

2-1-1-4 ベストエフォート（IPoE）アクセス（定額通信料）
 (1) フレッツタイプ（フレッツ別契約型）

		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	9,020 円
	マンション	

2-1-1-5 ベストエフォートアクセス (定額通信料)

(1) フレッツタイプ (DSL一括提供型)

ア 契約事業者が東日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
DSL回線に係るもの	13,750 円

イ 契約事業者が西日本電信電話株式会社のもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
DSL回線に係るもの	13,585 円

(2) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目		料 金 額
光アクセス回線に係るもの	ファミリー	7,480 円
	マンション	

2-1-1-6 多重アクセス (定額通信料)

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/sのもの	33,000 円
2Mb/sのもの	49,500 円
3Mb/sのもの	58,300 円
5Mb/sのもの	74,800 円
7Mb/sのもの	88,000 円
10Mb/sのもの	107,800 円
20Mb/sのもの	130,900 円
30Mb/sのもの	152,900 円
50Mb/sのもの	198,000 円
70Mb/sのもの	234,300 円
100Mb/sのもの	289,300 円

2-1-2 レイヤー2に係るもの

2-1-2-1 ギャランティアアクセス (定額通信料)

(1)イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (NTTCom光アクセス利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(2)イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(3)イーサタイプ (電力系NCC利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (電力系NCC利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

(4)イーサタイプ (ハウジング利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るイーサタイプ (電力系NCC利用) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-2 ギャランティ (センタエンド) アクセス (定額通信料)

イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)

1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るギャランティ (センタエンド) アクセス (イーサタイプ (NTT東日本・西日本ワイド利用)) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-3 バーストアクセス (定額通信料)

イーサタイプ1の回線契約ごとに月額

料 金 額
その回線契約をレイヤー3に係るバーストアクセス (イーサタイプ) とみなした場合に適用される定額通信料の額と同額

2-1-2-4 ベストエフォートアクセス (定額通信料)

(1) フレッツタイプ (DSL一括提供型)

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
-----	-------

		契約事業者が東 日本電信電話株 式会社のもの	契約事業者が西 日本電信電話株 式会社のもの
シングルセッ ションに係る もの	DSL 回線に係るもの	20,130 円	19,965 円
デュアルセッ ションに係る もの	DSL 回線に係るもの	29,205 円	29,040 円

(2) フレッツタイプ (フレッツ別契約型)

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目			料 金 額
シングルセッ ションに係る もの	光アクセス 回線に係るも の	ファミリー	14,190 円
		マンション	14,190 円
デュアルセッ ションに係る もの	光アクセス 回線に係るも の	ファミリー	33,330 円
		マンション	33,330 円

2-1-2-5 多重アクセス (定額通信料)

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	11,000 円

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1) その他接続タイプ

月額 (税込)

区 分	単 位	料金額
当社又は提携事業者のアプリケーションサービス (当社が別に定めるものを除きます。)とVPNグル ープとの間の通信を可能とする機能	1のVPNグル ープごとに	—

備考
1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
3 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。
（注）本区分に規定する当社が別に定めるアプリケーションサービスは、2-2-1-1（クラウド接続機能）の(2)、(3)及び(4)に規定するものとします。

(2) Amazon接続タイプ

月額（税込）

区 分		単 位	料金額
Amazon Web Services, Inc. のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能	ベストエフォート型	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 66,000 円
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 165,000 円
	ギャランティ型	最大 50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 236,500 円
		最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 262,900 円
		最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 320,100 円
		最大 300Mbit/s までの符号伝送可能なもの	1 の接続ごとに 377,300 円
		最大 400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 434,500 円
		最大 500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに 491,700 円

備考	
1	当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
2	この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
3	当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイ（クラウドコネクタ機能を提供するために当社が固定VPNサービス網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
4	ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）の回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。
5	代表契約者は、ベストエフォート型の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。
6	当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第34条（利用料金の支払義務）又は第43条（責任の制限）の規定を準用します。

(3) Microsoft 接続タイプ

A Azure ExpressRoute 利用

			月額（税込）	
区 分		単 位	料金額	
Microsoft CorporationのアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、Azure ExpressRouteを利用するもの	ギャランティ型	最大 10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	70,400 円
		最大 50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	236,500 円
		最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	262,900 円
		最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	320,100 円
		最大 500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	491,700 円
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	753,500 円

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- 5 当社は、この機能の提供にあたり、次のとおり論理接続の区分及びその区分に係る付加機能利用料を定めます。

月額（税込）

区 分	単 位	料金額
Private Peering	1 の論理接続ごとに	—
Microsoft Peering	1 の論理接続ごとに	165,000 円

備考

- 1 この機能を利用する代表契約者は、論理接続の区分の変更を請求することはできません。
- 2 当社は、論理接続の廃止について、第 26 条の 2（付加機能の最低利用期間）第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。
- 3 当社は、論理接続の区分に係る付加機能利用料について、第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。

- 6 この機能を利用する代表契約者は、1 以上の論理接続の申込みを行っていただきます。
- 7 当社は、Microsoft Peering を利用する代表契約者に、追加 IP アドレスを提供します。
この場合において、追加 IP アドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額（税込）

区 分	単 位	料金額
NAPT 用追加グローバル IP アドレス利用料	1 の追加 IP アドレスごとに	110,000 円
NAT 用追加グローバル IP アドレス利用料	1 の追加 IP アドレスごとに	22,000 円

備考

- 1 当社は、追加 IP アドレスの変更又は廃止について、第 26 条の 2（付加機能の最低利用期間）第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。
 - 2 当社は、追加 IP アドレスに係る付加機能利用料について、第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。
- 8 Microsoft Peering を利用する代表契約者は、経路選択機能を合わせて利用するものとします。
この場合において、経路選択機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

9

			月額 (税込)
区 分	単 位	料金額	
MS リージョン経路選択料	1 の経路ごとに	11,000 円	
MS サービス経路選択料	1 の経路ごとに	11,000 円	
<p>備考</p> <p>1 経路選択機能には、Microsoft Peering の接続先に係るリージョン選択のものとサービス選択のものがあります。</p> <p>2 当社は、選択したリージョンの合計数が4を超過する場合に限り、超過した1の経路ごとにMS リージョン経路選択料を適用します。</p> <p>3 当社は、選択したサービスの合計数が4を超過する場合に限り、超過した1の経路ごとにMS サービス経路選択料を適用します。</p> <p>4 当社は、リージョン選択の変更又はサービス選択の変更について、第26条の2(付加機能の最低利用期間)第3項及び第4項の規定を適用しません。</p> <p>5 当社は、MS リージョン経路選択料及びMS サービス経路選択料について、第26条の2第3項及び第3項の規定を適用しません。</p>			
<p>10 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第34条(利用料金の支払義務)又は第43条(責任の制限)の規定を準用します。ただし、料金表通則18(クラウドコネクト接続機能のSLAに係る料金の扱い)が適用される場合は、その定めるところによります。</p> <p>11 この機能を利用する代表契約者は、Azure ExpressRoute利用とAzure Peering Service利用との間の相互の変更を請求することはできません。</p>			

B Azure Peering Service 利用

				月額 (税込)	
区 分			単 位	料金額	
Microsoft Corporation のアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、Azure Peering Service を利用するもの	ギャランティ型	帯域利用料	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	70,400 円
			最大50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	236,500 円
			最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	262,900 円
			最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	320,100 円
			最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1の接続ごとに	377,300 円

		最大 400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	434,500 円
		最大 500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	491,700 円
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	753,500 円
		N A P T 利用料		1 の接続ごとに 165,000 円

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサーとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る付加機能通信料として、帯域利用料及び N A P T 利用料を合算して適用します。
- 4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 5 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（V L A N 多重機能を利用して V P N サービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- 6 当社は、この機能を利用する代表契約者に、追加 I P アドレスを提供します。この場合において、追加 I P アドレスに係る付加機能利用料は次表のとおりとします。

月額（税込）

区 分	単 位	料金額
N A P T 用追加グローバル I P アドレス利用料	1 の追加 I P アドレスごとに	110,000 円
N A T 用追加グローバル I P アドレス利用料	1 の追加 I P アドレスごとに	22,000 円

備考

- 1 当社は、追加 I P アドレスの変更又は廃止について、第 26 条の 2（付加機能の最低利用期間）第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。
 - 2 当社は、追加 I P アドレスに係る付加機能利用料について、第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定を適用しません。
- 7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第 34 条（利用料金の支払義務）又は第 43 条（責任の制限）の規定を準用します。ただし、料金表通則 18（クラウドコネクタ接続機能の S L A に係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。
 - 8 この機能を利用する代表契約者は、Azuru ExpressRoute 利用と Azure Peering Service 利用との間の相互の変更を請求することはできません。

(4) SDPF Cloud/Server 接続タイプ

月額 (税込)

区 分		単 位	料金額	
当社の Smart Data Platform サービス利用規約に定める SDPF サービス (クラウド/サーバー) と VPN グループとの間の通信を可能とする機能。	ベストエフォート型	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	—
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	136,400 円
	ギランティ型	最大 10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	66,000 円
		最大 20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	105,600 円
		最大 30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	140,800 円
		最大 40Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	173,800 円
		最大 50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	203,500 円
		最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	220,000 円
		最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	262,900 円
		最大 300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	320,100 円
		最大 400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	377,300 円
		最大 500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	434,500 円
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	715,000 円

備考
1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
2 この機能を利用する代表契約者は、Smart Data Platform との間の通信について、その Smart Data Platform に係る契約者の同意を得るものとします。
3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイと Smart Data Platform との接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
4 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）の回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。
5 代表契約者は、ベストエフォート型に係る区分の相互間又はギャランティ型に係る区分の相互間に限り、区分の変更を請求することができます。
6 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第 34 条（利用料金の支払義務）又は第 43 条（責任の制限）の規定を準用します。

(5) Google 接続タイプ

			月額（税込）	
区 分		単 位	料金額	
Google LLCのアプリケーションサービスとVPNグループとの間の通信を可能とする機能。	ギャランティ型	最大 10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	70,400 円
		最大 50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	236,500 円
		最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	262,900 円
		最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	320,100 円
		最大 300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	377,300 円
		最大 400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	434,500 円
		最大 500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	491,700 円
		最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の接続ごとに	753,500 円

備考
1 当社は、代表契約に限り、この機能を提供します。
2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
3 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、ギャランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
4 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。 (1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。） (2) アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。） (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス
5 当社は、この機能が全く利用できない状況が生じた場合は、第34条（利用料金の支払い義務）又は第43条（責任の制限）の規定を準用します。 ただし、料金表通則18（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

2-2-1-2 インターネット接続機能

(1) (2) 以外のもの

月額（税込）

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	全拠点型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループにつき1の契約者回線等ごとに	3,300円
		VPN型	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	55,000円
			最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	220,000円
	帯域確保型	VPN型	最大1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	33,000円
			最大2Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	44,000円
			最大3Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	55,000円
			最大5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	66,000円
			最大7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1のVPNグループごとに	77,000円

			最大 10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	99,000 円
			最大 20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	143,000 円
			最大 30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	176,000 円
			最大 50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	253,000 円
			最大 70Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	330,000 円
			最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 の V P N グループごとに	451,000 円

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置（インターネット接続機能を提供するために当社が固定 V P N サービス網内に設置する装置をいいます。）とインターネット接続点との間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。 3 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1 料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第 35 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。 4 当社は、ベストエフォート型の全拠点型に係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における契約者回線等（この機能によりインターネット接続を行うことができるものであって、メイン契約及びレイヤー 2 のバックアップ契約に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における契約者回線等の数として取り扱います。 5 当社は、備考 4 の合計数の算出にあたり、その料金月に提供を開始した契約者回線等を除き、その料金月の初日以外の日に回線契約の解除があった契約者回線等を含めて計算します。ただし、提供を開始した日と回線契約の解除があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その契約者回線等を含めて計算します。 6 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更を 1 の料金月につき 1 回まで請求することができます。 7 当社は、この機能に係る区分の変更があったときは、次の各号に定めるところにより、変更後の区分に係る付加機能利用料を適用します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ベストエフォート型における、全拠点型と V P N 型（最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限り、）との間の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月における付加機能利用料として適用します。 (2) (1) に定める区分の変更以外の区分の変更があったときは、変更後の区分に係る付加機能利用料をその料金月の翌料金月における付加機能利用料として適用します。 					
---	--	--	--	--	--

8 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。

(2) UTMタイプ

月額(税込)

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能であってUTM機能を利用することができるもの					
vUTMプレミアム	ベストエフォート型	VPN型	1Gb/s	1のVPNグループごとに	126,500円
	帯域確保型	VPN型	100Mb/s	1のVPNグループごとに	440,000円
			200Mb/s	1のVPNグループごとに	550,000円
			300Mb/s	1のVPNグループごとに	770,000円
			400Mb/s	1のVPNグループごとに	990,000円
			500Mb/s	1のVPNグループごとに	1,650,000円
			1Gb/s	1のVPNグループごとに	3,300,000円
<p>備考</p> <p>1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能を申込み代表契約者は、当社のNetwork Support Services利用規約に規定する契約条件等について、あらかじめ同意していただきます。</p> <p>3 vUTMプレミアムの帯域確保型の1Gb/sの申込みにあたっては、当社のNetwork Support Services利用規約に規定する設定代行サポートの申込みを合わせて行っていただきます。</p> <p>4 上表の区分に定める符号伝送速度については、最大でその符号伝送速度による通信が可能なものとし、当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。 ただし、帯域確保型については、インターネットゲートウェイ装置とインターネット接続点との間の区間に限り、その符号伝送速度による通信を確保して提供します。</p> <p>5 この機能を利用する代表契約者は、この機能に係る区分の変更として、帯域確保型における符号伝送速度の区分の変更に関し請求することができます。</p> <p>6 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、次の場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。 (1) 料金月の初日以外の日に帯域確保型における符号伝送速度の区分の変更があったとき。 (2) 第34条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。</p>					

- 7 この機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意あるソフトウェア」の総称とします。以下備考16までにおいて同じとします。）の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。
- 8 当社は、vUTMプレミアムを利用する代表契約者から請求があったときは、次表に規定する機能を提供します。この場合において、代表契約者は次表に規定する料金の支払いを要します。

月額（税込）

区分	単位	料金額
二重化機能（インターネットゲートウェイ装置を二重化する機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	55,000円
特定経路配信機能（固定VPNサービス契約者があらかじめ指定したIPアドレスに限り、インターネット接続機能を利用可能とする機能をいいます。）	1のVPNグループごとに	33,000円
ログレポート機能（固定VPNサービス契約者のインターネット接続機能に係る通信利用状況等の情報を提供する機能をいいます）	1のVPNグループごとに	33,000円
グローバルIPアドレス追加機能（この機能で利用するグローバルIPアドレス（標準では1のグローバルIPアドレスを割り当てます。）を追加する機能をいいます。）	1の追加IPアドレスごとに	55,000円

備考

- 1 二重化機能において、現用系から予備系へ切り替わった場合の提供条件は、次のとおりとします。
 - (1) 帯域確保型については、帯域を確保せず、通信の品質を保証しません。
 - (2) グローバルIPアドレスについては、現用系とは異なるものを割り当てます。この場合は、グローバルIPアドレス追加機能の利用有無にかかわらず、1のグローバルIPアドレスを割り当てます。
- 2 当社は、ログレポート機能の内容について一切の保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する固定VPNサービス契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 3 グローバルIPアドレス追加機能は、帯域確保型を利用する代表契約者に限り提供します。この場合、追加可能なグローバルIPアドレスの数は、7までとします。
- 4 当社は、グローバルIPアドレス追加機能に係る付加機能利用料の適用にあたっては、1のグローバルIPアドレスごとに、その追加の利用開始又は廃止について、この表枠外の備考6に規定する付加機能利用料に関する定めを適用します。
- 5 備考1から備考4までに規定するほか、この表に定めるvUTMプレミアムに関する機能に係るその他の提供条件については、インターネット接続機能に準ずるものとします。

- 9 この機能は、ネットワンシステムズ株式会社が開発したセキュリティソフトウェアの使用許諾を受けて、当社が提供します。
- 10 当社は、マルウェアの検知又はログ閲覧の提供若しくはログレポート機能の提供に係るログの記録等、この機能を提供する目的において、インターネット接続機能に係る固定VPNサービス契約者の通信に係るヘッダー情報又はデータ情報を取得するものとします。
- 11 代表契約者は、備考10に定める事項について、あらかじめ包括的に同意するとともに、代表契約者と異なる名義の契約者回線等がそのVPNグループに所属している場合には、あらかじめその回線契約者の同意を取得していただきます。
- 12 当社は、この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 13 この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。
- 14 当社は、この機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、固定VPNサービス契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 15 当社は、第28条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。
ネットワンシステムズ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、固定VPNサービス契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
- 16 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。
(1) ギャランティアアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
(2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）

2-2-1-3 VPN間接続機能

月額 (税込)

区 分	単 位	料金額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、VPN間フィルタリング機能以外のもの	通信先の1のVPNグループごとに	16,500 円
<p>備考</p> <p>1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、固定VPNサービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能を利用するものとします。</p> <p>3 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません</p>		

2-2-1-4 VPN間フィルタリング機能

月額 (税込)

区 分	単 位	料金額
この機能を利用するVPNグループと、代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能であって、そのVPNグループ間の通信においてパケットフィルタリングを設定するもの	基本額	1のVPNグループごとに 16,500 円
	加算額	1のVPNグループにつき設定する15のパケットフィルタリングの条件を超える1のパケットフィルタリングの条件ごとに 1,100 円
<p>備考</p> <p>1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、固定VPNサービスに係るもの又は当社のIP伝送サービス契約約款に規定するIP伝送サービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。</p> <p>3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>4 ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）通信の区分に係る回線契約者は、この機能による通信を行うことができません。</p>		

2-2-1-5 セキュリティ機能

月額 (税込)

区分		単 位	料金額
セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択 (アダルト、違法行為、掲示板等の URL をカテゴリ別に分類したものをいいます。) されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能	VBBS タイプに係るもの	1 の ID ごとに	275 円
	IWSaaS タイプに係るもの	1 の ID ごとに	440 円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、代表契約者 (インターネット接続機能を利用する者又はそのVPNグループに通信の区分がベストエフォート (ライト) アクセスであってインターネット通信を行う契約者回線等若しくはインターネット接続機能を利用する契約者回線等を含む者に限り) に限り、この機能を提供します。 2 当社は、この機能を10ID単位で提供します。 3 代表契約者は、VBBSタイプとIWSaaSタイプとの間の相互間の変更は行うことができません。 4 この機能を利用する代表契約者は、この機能の提供を開始した日から起算して、この機能の廃止があった日の前日までの期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。ただし、この機能の提供を開始した日を含む料金月については、付加機能利用料の支払いを要しません。 5 この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供するものとします。 6 この機能 (VBBSタイプに係るものに限り) の利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。 7 電子メール等の送受信メッセージに含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除を行うことができる機能は、VBBSタイプに限り提供します。 8 この機能 (IWSaaSタイプに係るものに限り) のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社はその一切の責任を負わないものとします。 9 この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、当社が指定するURLに掲示されるパターンファイルにより対応可能なものとします。 10 当社は、第29条 (利用中止) 第1項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止することができます。トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、固定VPNサービス契約者がこの機能を利用できなくなったとき。 11 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、固定VPNサービス契約者に発生した損害については、責任を負いません。 			

2-2-1-6 クラウドWi-Fi認証機能

月額 (税込)

区 分		単 位	料金額
料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定するクラウドWi-Fiアクセスポイントに接続する端末設備を認証する機能	10ID までの場合	1 のVPNグループごとに	—
	10ID を超える場合	1 のVPNグループにつき10ID を超える1のIDごとに	330 円
<p>備考</p> <p>1 当社は、代表契約者（クラウドWi-Fiアクセスポイントを利用する契約者回線等を含むVPNグループに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する代表契約者は、次に掲げる期間について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第35条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときを除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。ただし、提供を開始した日が料金月の初日の場合は、提供を開始した日が属する料金月から支払いを要します。</p> <p>(1) この機能の提供を開始した日が属する料金月の翌料金月から支払いを要します。</p> <p>(2) この機能の廃止があった日の前日が属する料金月まで支払いを要します。</p> <p>(3) この機能の提供を開始した日と、この機能の廃止があった日又はその前日とが同じ料金月に属する場合は、1か月間について支払いを要します。</p> <p>3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を、IDの数（その料金月で最大のものとしします。）に基づいて算出します。</p> <p>4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

2-2-2 回線契約に係るもの

2-2-2-1 優先制御機能

月額 (税込)

区 分		単 位	料金額
IPパケットをIPパケットごとに、又はイーサネットフレームをイーサネットフレームごとに、あらかじめ指定した優先順位に従って、当社が指定する方法で転送する機能	1Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	11,000 円
	2Mb/s 品目から10Mb/s 品目までのもの	1 の契約者回線等ごとに	16,500 円
	20Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	22,000 円
	30Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	33,000 円
	40Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	44,000 円
	50Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	55,000 円
	60Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等ごとに	66,000 円

	70Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等 ごとに	77,000 円
	80Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等 ごとに	88,000 円
	90Mb/s 品目のもの	1 の契約者回線等 ごとに	99,000 円
	100Mb/s 品目から 1Gb/s 品目までのもの	1 の契約者回線等 ごとに	110,000 円
	2Gb/s 品目から 10Gb/s 品目までのもの	1 の契約者回線等 ごとに	220,000 円
<p>備考</p> <p>1 当社は、回線契約者（ギャランティアアクセス又はギャランティ（センタエンド）アクセスに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 200Mb/s 品目から 10Gb/s 品目までの優先制御機能については、レイヤー3 に限り提供します。</p> <p>3 VLAN多重機能（レイヤー3 に係るものに限ります。）を利用する回線契約者は、契約者回線等に設定する論理回線ごとにこの機能を利用することができます。この場合、当社は、1 の論理回線ごとにその符号伝送速度に基づきこの機能に係る付加機能利用料を適用します。</p> <p>4 1 から 3 までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

2-2-2-2 VLAN多重機能

月額（税込）

区 分		単 位	料金額
1 の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行うことができるようにする機能	レイヤー3 に係るもの	1 の契約者回線等 につき1のVPN グループごとに	3,300 円
	レイヤー2 に係るもの	1 の契約者回線等 ごとに	—
<p>備考</p> <p>1 当社は、次に掲げる通信の区分に係る回線契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(1) レイヤー3 に係るギャランティアアクセス（品目が 2Mb/s から 10Gb/s までのものに限りま す。）</p> <p>(2) レイヤー2 に係るギャランティアアクセス（品目が 2Gb/s から 10Gb/s までのものを除きま す。）</p> <p>2 この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等に設定する論理回線ごとに、当社 が指定する条件に従って符号伝送速度を指定することができます。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、当社が指定する論理回線の数に達するまで論理回線 を設定することができます。ただし、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回 線等の品目ごとに当社が定める符号伝送速度を超える場合は、論理回線を設定するこ とができません。</p> <p>4 1 から 3 までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社 が別に定めるところによります。</p>			

2-2-2-3 インターネット接続機能

月額 (税込)

区 分				単 位	料金額
インターネット接続を行うことができる機能	ベストエフォート型	拠点型	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1の契約者回線等ごとに	3,278円
<p>備考</p> <p>1 当社は、回線契約者（メイン契約（レイヤーの区分がレイヤー3（通信の区分がベストエフォートアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。この場合において、当社は、第34条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当する場合を除いて、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。</p>					

2-2-2-4 マルチキャスト機能

月額 (税込)

区 分			単 位	料 金 額
マルチキャストグループ内において、マルチキャスト配信を行うことができる機能	マルチキャスト利用回線に係るもの		1のマルチキャスト利用回線ごとに	22,000円
	マルチキャスト配信回線に係るもの	配信速度が1Mbit/sのもの	1のマルチキャスト配信回線ごとに	11,000円
		配信速度が2Mbit/sから100Mbit/sまでのもの		11,000円（に配信速度が1Mbit/sを超える1Mbit/sまでごとに11,000円を加えた額）

備考

1 当社は、この機能の提供にあたり、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
マルチキャストグループ	代表契約者が指定する契約者回線等（同一の所属VPNグループに係るものに限り、）から構成されるグループ
マルチキャスト配信回線	マルチキャスト配信及びマルチキャスト受信が可能な契約者回線等
マルチキャスト受信回線	マルチキャスト受信のみが可能な契約者回線等
マルチキャスト利用回線	マルチキャスト配信回線及びマルチキャスト受信回線
配信速度	マルチキャスト配信回線とVPNノード装置との間に割り当てられた帯域に係る上限値となる符号伝送速度
マルチキャスト配信端末	マルチキャスト機能を利用してマルチキャスト配信を行う自営端末設備

- 2 当社は、この機能に係る配信速度の区分として、1Mbit/s から 1Mbit/s ごとに 10Mbit/s まで及び 20Mbit/s から 10Mbit/s ごとに 100Mbit/s までの、19 の区分を定めます。
- 3 当社は、回線契約者（レイヤー3 のギャランティアクセス（品目が 1Mb/s から 1Gb/s までのものに限り、）に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。
- 4 3 の規定にかかわらず、当社は、回線契約者（この機能以外の回線契約に係る付加機能（優先制御機能を除きます、）を利用する者に限り、）には、この機能を提供しません。
- 5 この機能を利用する回線契約者は、その固定VPNサービスの品目に係る符号伝送速度を超えるマルチキャスト配信を行うことができません。
- 6 この機能の申込みにあたっては、所属するマルチキャストグループをあらかじめ通知していただきます。
- 7 6 に規定するほか、マルチキャスト配信回線に係る申込みにあたっては、配信速度及びマルチキャスト配信端末に係る IP アドレスをあらかじめ通知していただきます。
- 8 1 のVPNグループにおけるマルチキャスト利用回線の数、1 のマルチキャスト利用回線が所属できるマルチキャストグループの数及び 1 のマルチキャスト配信回線に対し設定できるマルチキャスト配信端末に係る IP アドレスの数は、当社が指定する数を上限とします。

2-2-2-5 拠点間通信機能

月額（税込）

区 分	単 位	料 金額
拠点間通信を行うことができる機能	1 の回線につき 2 アドレス目以降 1 のアドレスごとに	110 円
備考		
1 当社は、回線契約者（光一括提供型に係るものであって、その加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限り、以下この欄において同じとします、）に限り、この機能を提供します。		

2 固定VPNサービス契約者は、加入者回線の転用（別記2に掲げる固定VPNサービスの提供に係る他の電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利を回線契約者が当社へ移転すると同時に、その卸電気通信役務をもって固定VPNサービスの利用を開始する場合又は契約者回線等による区分の変更（フレッツ別契約型から光一括提供型への変更に限ります。）を行う場合をいいます。以下同じとします。）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。

第2 専用サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 固定V P Nサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、固定V P Nサービスの需要と供給の見込み等を考慮して専用サービスに係る固定V P Nサービス区域を設定します。
(2) 定額通信料の適用	<p>ア 当社は、専用サービスについて、2-1に規定する定額通信料を適用します。</p> <p>イ 当社は、100Gb/sの品目について、そのV P Nグループに所属する1の契約者回線等の終端と他の契約者回線等の終端との間を回線距離測定区間として、その回線距離に応じて、それぞれの契約者回線等に係る回線契約の定額通信料を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、当社の専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスのハイウェイインタフェースの場合に準ずるものとします。</p>
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 専用サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除又は区別等の変更(固定V P Nサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。)があった場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額通信料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、エの(ア)に定める変更以外のもの</p> <p>(イ) 契約者回線等による区分の変更</p> <p>ウ イの場合において、専用サービス(本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。)に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。</p> <p>エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更(固定V P Nサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。)又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。</p> <p>(ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの</p> <p>A ギャランティ(イーサ専用)アクセス(イーサタイプ(NTTCom光アクセス利用)に限ります。)とギャランティアアクセス(イーサタイプ(NTTCom光アクセス利用)に限ります。)との間の変更</p> <p>B ギャランティ(イーサ専用)アクセス(イーサタイプ(ハウジング利用)に限ります。)とギャランティアアクセス(イーサタイプ(ハウジング利用)に限ります。)との間の変更</p> <p>C ギャランティ(イーサ専用)アクセス(イーサタイプ(NTT西日本ワイド利用)に限ります。)、ギャランティアアクセス(イーサタイプ(NTT東日本・西日本ワイド利用)に限ります。)、ギャランティ(センタエンド)アクセス(イーサタイプ(NTT東日本・西日本ワイド利用)に限ります。)又は、バーストアクセスのうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更</p>

	(イ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。） (ウ) インタフェースによる区分の変更 (エ) 基準品目の変更 (オ) サービスエリアの区分の変更 (カ) 通信又は保守の態様による細目の変更
(4) 付加機能利用料の適用	当社は、2-2に規定する付加機能利用料は、1の回線契約ごとに適用します。
(5) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合の定額通信料の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部を変更した場合の定額通信料については、2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 定額通信料

2-1-1 レイヤー2 ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

2-1-1-1 トランスポート型

(1) イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	97,900 円
2Mb/s のもの	135,300 円
3Mb/s のもの	162,800 円
5Mb/s のもの	217,800 円
7Mb/s のもの	272,800 円
10Mb/s のもの	341,000 円
20Mb/s のもの	407,000 円
30Mb/s のもの	473,000 円
50Mb/s のもの	605,000 円
70Mb/s のもの	737,000 円
100Mb/s のもの	935,000 円
200Mb/s のもの	1,848,000 円
300Mb/s のもの	2,530,000 円
500Mb/s のもの	3,850,000 円
700Mb/s のもの	5,170,000 円
1Gb/s のもの	6,600,000 円
2Gb/s のもの	8,800,000 円
3Gb/s のもの	10,780,000 円
5Gb/s のもの	13,970,000 円

7Gb/s のもの	16,500,000 円
10Gb/s のもの	19,800,000 円

(2)イーサタイプ (NTT東日本プレミア利用)

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	356,400 円
2Mb/s のもの	432,850 円
3Mb/s のもの	465,520 円
5Mb/s のもの	531,960 円
7Mb/s のもの	588,500 円
10Mb/s のもの	698,610 円
20Mb/s のもの	916,190 円
30Mb/s のもの	1,170,290 円
50Mb/s のもの	1,331,880 円
70Mb/s のもの	1,473,890 円
100Mb/s のもの	1,547,370 円

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	380,820 円
2Mb/s のもの	459,250 円
3Mb/s のもの	494,120 円
5Mb/s のもの	564,410 円
7Mb/s のもの	625,350 円
10Mb/s のもの	742,060 円
20Mb/s のもの	968,440 円
30Mb/s のもの	1,230,790 円
50Mb/s のもの	1,409,980 円
70Mb/s のもの	1,569,040 円
100Mb/s のもの	1,651,320 円

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	472,120 円

2Mb/s のもの	552,200 円
3Mb/s のもの	588,720 円
5Mb/s のもの	662,860 円
7Mb/s のもの	727,760 円
10Mb/s のもの	848,760 円
20Mb/s のもの	1,153,240 円
30Mb/s のもの	1,493,690 円
50Mb/s のもの	1,829,080 円
70Mb/s のもの	2,144,340 円
100Mb/s のもの	2,304,720 円

(3)イーサタイプ (NTT西日本ワイド利用)

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	356,400 円
2Mb/s のもの	432,850 円
3Mb/s のもの	465,520 円
5Mb/s のもの	531,960 円
7Mb/s のもの	588,500 円
10Mb/s のもの	698,610 円
20Mb/s のもの	916,190 円
30Mb/s のもの	1,170,290 円
50Mb/s のもの	1,331,880 円
70Mb/s のもの	1,473,890 円
100Mb/s のもの	1,547,370 円

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	380,820 円
2Mb/s のもの	459,250 円
3Mb/s のもの	494,120 円
5Mb/s のもの	564,410 円
7Mb/s のもの	625,350 円
10Mb/s のもの	742,060 円
20Mb/s のもの	968,440 円

30Mb/s のもの	1,230,790 円
50Mb/s のもの	1,409,980 円
70Mb/s のもの	1,569,040 円
100Mb/s のもの	1,651,320 円

ウ サービスエリアの区分がフラットに係るもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	472,120 円
2Mb/s のもの	552,200 円
3Mb/s のもの	588,720 円
5Mb/s のもの	662,860 円
7Mb/s のもの	727,100 円
10Mb/s のもの	848,760 円
20Mb/s のもの	1,153,240 円
30Mb/s のもの	1,493,690 円
50Mb/s のもの	1,829,080 円
70Mb/s のもの	2,144,340 円
100Mb/s のもの	2,304,720 円

(2) イーサタイプ（ハウジング利用）

1の回線契約ごとに月額（税込）

品 目	料 金 額
1Mb/s のもの	72,600 円
2Mb/s のもの	82,500 円
3Mb/s のもの	102,300 円
5Mb/s のもの	154,000 円
7Mb/s のもの	272,800 円
10Mb/s のもの	327,800 円
20Mb/s のもの	400,400 円
30Mb/s のもの	460,900 円
50Mb/s のもの	580,800 円
70Mb/s のもの	727,100 円
100Mb/s のもの	935,000 円
200Mb/s のもの	1,133,000 円
300Mb/s のもの	1,485,000 円

500Mb/s のもの	2,750,000 円
700Mb/s のもの	4,048,000 円
1Gb/s のもの	5,533,000 円
2Gb/s のもの	7,150,000 円
3Gb/s のもの	8,800,000 円
5Gb/s のもの	11,440,000 円
7Gb/s のもの	13,530,000 円
10Gb/s のもの	16,280,000 円

2-1-1-2 波長/SDH型

(1) イーサタイプ (NTTCom光アクセス利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
10Gb/s のもの	19,800,000 円

イ 品目が100Gb/sのもの

A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

回線距離区分	料 金 額
40km までのもの	2,640,000 円
150km までのもの	19,800,000 円
300km までのもの	29,700,000 円
600km までのもの	36,300,000 円
600km を超えるもの	42,240,000 円

B デュアルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

回線距離区分	料 金 額
40km までのもの	4,400,000 円
150km までのもの	33,000,000 円
300km までのもの	49,500,000 円
600km までのもの	60,500,000 円
600km を超えるもの	70,400,000 円

(2) イーサタイプ (ハウジング利用)

ア 品目が10Gb/sのもの

1の回線契約ごとに月額 (税込)

品 目	料 金 額
10Gb/s のもの	16,280,000 円

イ 品目が100Gb/sのもの
 A シングルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

回線距離区分	料 金 額
40km までのもの	2,178,000 円
150km までのもの	17,380,000 円
300km までのもの	27,280,000 円
600km までのもの	33,880,000 円
600km を超えるもの	39,820,000 円

B デュアルクラスのもの

1の回線契約ごとに月額（税込）

回線距離区分	料 金 額
40km までのもの	3,630,000 円
150km までのもの	28,600,000 円
300km までのもの	45,100,000 円
600km までのもの	56,100,000 円
600km を超えるもの	66,000,000 円

2-1-2-2 イーサタイプ（ハウジング利用）

(1) シングルクラスのもの

ア 基本額

1の回線契約ごとに月額（税込）

基準品目	料金額
100Mb/s のもの	819,500 円
200Mb/s のもの	958,100 円
300Mb/s のもの	1,204,500 円
400Mb/s のもの	1,643,400 円
500Mb/s のもの	2,090,000 円
600Mb/s のもの	2,544,300 円
700Mb/s のもの	2,998,600 円
800Mb/s のもの	3,399,000 円
900Mb/s のもの	3,730,100 円
1Gb/s のもの	4,038,100 円
2Gb/s のもの	5,170,000 円
3Gb/s のもの	6,325,000 円
4Gb/s のもの	7,326,000 円
5Gb/s のもの	8,173,000 円

6Gb/s のもの	8,943,000 円
7Gb/s のもの	9,636,000 円
8Gb/s のもの	10,329,000 円
9Gb/s のもの	10,945,000 円
10Gb/s のもの	11,561,000 円

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額（税込）

区分	料金額
その品目と基準品目の差 100Mb/s ごとに	29,700 円
その品目と基準品目の差 1Gb/s ごとに	60,500 円

(2) デュアルクラスのもの

ア 基本額

1の回線契約ごとに月額（税込）

基準品目	料 金 額
100Mb/s のもの	1,100,000 円
200Mb/s のもの	1,298,000 円
300Mb/s のもの	1,650,000 円
400Mb/s のもの	2,277,000 円
500Mb/s のもの	2,915,000 円
600Mb/s のもの	3,564,000 円
700Mb/s のもの	4,213,000 円
800Mb/s のもの	4,785,000 円
900Mb/s のもの	5,258,000 円
1Gb/s のもの	5,698,000 円
2Gb/s のもの	7,315,000 円
3Gb/s のもの	8,965,000 円
4Gb/s のもの	10,395,000 円
5Gb/s のもの	11,605,000 円
6Gb/s のもの	12,705,000 円
7Gb/s のもの	13,695,000 円
8Gb/s のもの	14,685,000 円
9Gb/s のもの	15,565,000 円
10Gb/s のもの	16,445,0001 円

イ 加算額

1の回線契約ごとに日額 (税込)

区 分	料 金 額
その品目と基準品目の差 100Mb/s ごとに	39,600 円
その品目と基準品目の差 1Gb/s ごとに	84,700 円

2-2 付加機能利用料
回線契約に係るもの
2-2-1 VLAN多重機能

月額 (税込)

区 分	単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVPNグループと多重通信を行うことができるようにする機能	1の契約者回線等ごとに	—
<p>備考</p> <p>1 当社は、回線契約者(ギャランティ(イーサ専用)アクセスのトランスポート型(100Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sの品目に係る者に限り)に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能を利用する回線契約者は、その契約者回線等に設定する論理回線ごとに、当社が指定する条件に従って符号伝送速度を指定していただきます。</p> <p>3 この機能を利用する回線契約者は、当社が指定する論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。ただし、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目ごとに当社が定める符号伝送速度を超える場合は、論理回線を設定することができません。</p> <p>4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

2-2-2 デュアルアクセス機能

月額 (税込)

区 分	単 位	料金額
1の回線契約において加入者回線に係る区間等を二重化する機能	NTTCom 光アクセス利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 1,628,000 円
	ハウジング利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 1,628,000 円
	NTT 西日本ワイド利用に係るもの	1の契約者回線等ごとに 55,000 円

備考

- 1 この機能により二重化される区間は、次に掲げる区間とします。
 - (1) NTTCom 光アクセス利用の加入者回線に係る区間
 - (2) 当社が指定する固定V P Nサービス取扱所相互間の区間であって、同一の都道府県の区域内に終始する区間
 - (3) NTT 西日本ワイド利用の加入者回線の終端から当社が指定する近隣の固定V P Nサービス取扱所までに係る区間
- 2 当社は、回線契約者（100Gb/s の品目に係る者及び契約者回線等による区分がNTT 西日本ワイド利用に係る者に限り、この機能を提供します。）に限り、この機能を提供します。
- 3 2 に規定するほか、当社は、ハウジング利用に係るものについては、その回線契約に係る区間に、1 の(2)に規定する区間を含む場合に限り、この機能を提供します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務手数料</td> <td>加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	事務手数料	加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
	種別	内容					
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金						
事務手数料	加入者回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額（記載の料金額は税込表示）

(税込)

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1 の代表契約又は 1 の回線契約ごとに	2,200 円
事務手数料	1 の回線契約ごとに	3,300 円

第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

区 分	内 容	
(1) 工事費の算定	工事費については、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、付加機能工事費及び訪問時刻指定工事費を合計して算定します。	
(2) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び付加機能工事費の適用	ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び付加機能工事費は、次の場合に適用します。	
	区分	工事費の適用
	ア ネットワーク工事費	交換等設備等に関する工事を要する場合に適用します。
	イ アクセス回線工事費	加入者回線及び契約者回線に係る工事を要する場合に適用します。
ウ 付加機能工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。	
(3) 区別等の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 区別等の変更の場合の工事費は、変更後の区別等に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部等の変更又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続等に関する工事について適用します。</p> <p>イ アクセス回線に係る移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>	
(4) 割増工事費の適用	当社は、固定VPNサービス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の固定VPNサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。	
	工事を施工する時間帯	割増工事費の額
	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費（訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額

<p>(5) 訪問時刻指定工事費の適用</p>	<p>当社は、VPNサービス（契約者回線等による区分がフレッツ別契約型に係るもの、電力NCC利用に係るもの若しくはハウジング利用に係るもの又は品目がDSL回線に係るものを除きます。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ア 訪問時刻指定工事とは、固定VPNサービス契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてその固定VPNサービス契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</p> <p>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事</p> <p>(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）ウ 固定VPNサービス契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ 固定VPNサービス契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、固定VPNサービス契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社の固定VPNサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ 固定VPNサービス契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) 固定VPNサービス契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、固定VPNサービス契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>ク カ及びキのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p>ケ 当社は、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(6) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

固定VPNサービスの提供の開始、区別等の変更、契約者回線若しくは加入者回線の設置若しくは移転、回線収容部等の変更、所属VPNグループの変更、他社接続契約者回線の接続の変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額	
(1) ネットワーク工事費	1 の契約者回線等ごとに	別に算定する実費	
(2) アクセス回線工事費	1 の契約者回線等ごとに	別に算定する実費	
(3) 付加機能工事費	ア 代表契約に係るもの（クラウドコネクト機能を除きます。）	1 のVPNグループごとに	別に算定する実費
	イ 代表契約に係るもの（クラウドコネクト機能に限ります。）	1 の工事ごとに	別に算定する実費

	ウ 回線契約に係るもの	1の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(4)	訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 回線制御装置使用

1 適用

区 分	内 容																
回線制御装置の種別等に係る料金の適用	<p>ア 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表とおり回線制御装置の種別を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ターミナル等</td> <td>ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラウドWi-Fi アクセスポイント</td> <td>無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備考 当社は、回線契約者（代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者のときを除きます。）に限り、クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	ターミナル等	ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置	クラウドWi-Fi アクセスポイント	無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの	<p>備考 当社は、回線契約者（代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者のときを除きます。）に限り、クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。</p>									
	種 別	内 容															
	ターミナル等	ルーター機能を有する装置又は契約者回線等の監視に対応する機能を有する装置															
	クラウドWi-Fi アクセスポイント	無線LANアクセスポイント機能を有する装置であって、当社が提供する認証機能との連携が可能なもの															
	<p>備考 当社は、回線契約者（代表契約者がクラウドWi-Fi認証機能を利用する場合であって、ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者のときを除きます。）に限り、クラウドWi-Fiアクセスポイントを提供します。</p>																
	<p>イ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類を定めます。</p> <p style="text-align: center;">ターミナル等に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">現 用 機</td> <td style="text-align: center;">ターミナル</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、Communicationターミナル以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Communication ターミナル</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、光アクセス回線（IPv6（IPoE）方式による通信を行うものに限ります。）を収容する機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ターミナル L2アダプター</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">予 備 機</td> <td style="text-align: center;">ターミナル コールドスタン バイ</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Communication ターミナル コールドスタン バイ</td> <td>Communicationターミナルと同等のものであって、通常使用するCommunicationターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常使用されないことを前提に電源を切った状態で放置されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ターミナル L2アダプター コールドスタ ンバイ</td> <td>レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナル L2 アダプターを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	現 用 機	ターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、Communicationターミナル以外のもの	Communication ターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、光アクセス回線（IPv6（IPoE）方式による通信を行うものに限ります。）を収容する機能を有するもの	ターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの	予 備 機	ターミナル コールドスタン バイ	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの	Communication ターミナル コールドスタン バイ	Communicationターミナルと同等のものであって、通常使用するCommunicationターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常使用されないことを前提に電源を切った状態で放置されるもの	ターミナル L2アダプター コールドスタ ンバイ	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナル L2 アダプターを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの
	種類	内容															
	現 用 機	ターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、Communicationターミナル以外のもの														
		Communication ターミナル	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、光アクセス回線（IPv6（IPoE）方式による通信を行うものに限ります。）を収容する機能を有するもの														
		ターミナル L2アダプター	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するもの														
予 備 機	ターミナル コールドスタン バイ	レイヤーの区別がレイヤー3に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの															
	Communication ターミナル コールドスタン バイ	Communicationターミナルと同等のものであって、通常使用するCommunicationターミナルを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常使用されないことを前提に電源を切った状態で放置されるもの															
	ターミナル L2アダプター コールドスタ ンバイ	レイヤーの区別がレイヤー2に係る契約者回線等を収容するものであって、通常使用するターミナル L2 アダプターを使用することができない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの															

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係るものを除きます。）に限り、ターミナル及びターミナルコールドスタンバイを提供します。 2 当社は、回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係るものに限り。）に限り、Communicationターミナル及びCommunicationターミナルコールドスタンバイを提供します。 3 当社は、現用機を利用する回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセス、ベストエフォート（ハイグレード）アクセスに係る者を除きます。）に限り、ターミナル予備機を提供します。この場合において、現用機と予備機の型、構成及び設定は全て同一のものとしします。 4 当社は、現用機を利用する回線契約者（ベストエフォート（IPoE）アクセスに係る者に限り。）に限り、Communicationターミナル予備機を提供します。この場合において、現用機と予備機の型、構成及び設定は全て同一のものとしします。 5 回線契約者は、現用機を使用することができない状態となった場合は、当社の指示するところに従い、予備機を使用するものとします。当社は、1台の現用機に対し、1台の予備機に限り提供します。 <p>ウ 当社は、回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
--	--

2 料金額（記載の料金額は税込表示）

2-1 ターミナル等に係るもの

2-1-1 2-1-2 以外のもの

(税込)

区 分		単 位	料金額
現用機	ターミナル	I 型	1 台ごとに月額 8,800 円
		I 型エントリー	1 台ごとに月額 6,600 円
	Communicationターミナル	I 型	1 台ごとに月額 8,800 円
	ターミナル L2 アダプター	A型	1 台ごとに月額 4,400 円
		B型	1 台ごとに月額 8,800 円
		C型	1 台ごとに月額 16,500 円
予備機	ターミナルコールドスタンバイ	I 型	1 台ごとに月額 8,800 円
		I 型エントリー	1 台ごとに月額 6,600 円
	Communicationターミナルコールドスタンバイ	I 型	1 台ごとに月額 8,800 円

ターミナル L2アダプタ ー コールド スタンバイ	A型	1台ごとに月額	4,400円
	B型	1台ごとに月額	8,800円
	C型	1台ごとに月額	16,500円

2-1-2 ターミナル III型に係るもの

(税込)

区 分			単 位	料金額	
本体	現用機	固定VPN サービスタ ーミナル	III型-1	1台ごとに月額	13,200円
			III型-2	1台ごとに月額	19,800円
			III型-3A	1台ごとに月額	27,500円
			III型-3B	1台ごとに月額	38,500円
			III型-3	1台ごとに月額	49,500円
			III型-4	1台ごとに月額	99,000円
			III型-5	1台ごとに月額	27,500円
	予備機	固定VPN サービスタ ーミナル コールド スタンバイ	III型-1	1台ごとに月額	13,200円
			III型-2	1台ごとに月額	19,800円
			III型-3A	1台ごとに月額	27,500円
			III型-3B	1台ごとに月額	38,500円
			III型-3	1台ごとに月額	49,500円
			III型-4	1台ごとに月額	99,000円
			III型-5	1台ごとに月額	27,500円
追加 物品	III型モジュール群A		1個ごとに月額	1,100円	
	III型モジュール群B		1個ごとに月額	2,200円	
	III型モジュール群C		1個ごとに月額	4,400円	
	III型モジュール群D		1個ごとに月額	6,600円	
	III型モジュール群E		1個ごとに月額	9,900円	

	Ⅲ型モジュール群F	1個ごとに月額	2,200円
	Ⅲ型モジュール群G	1個ごとに月額	16,500円
	Ⅲ型モジュール群H	1個ごとに月額	33,000円
備考 当社は、追加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。			

2-1-3 ターミナル P型-1に係るもの

(税込)

区 分			単 位	料金額
現用機	ターミナル	P型-1	1台ごとに月額	3,300円

2-2 クラウドWi-Fi アクセスポイントに係るもの

(税込)

区 分		単 位	料金額
本体	I型	1台ごとに月額	8,800円
	II型	1台ごとに月額	11,000円
	III型	1台ごとに月額	16,500円
追加 物品	PoEスイッチ	1台ごとに月額	11,000円
	PoEインジェクター	1台ごとに月額	1,650円
備考 当社は、付加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。			

第2 回線制御装置に係る工事費（記載の料金額は税込表示）

1 適用

区 分	内 容
(1) ターミナル等に係る工事費の適用	ターミナル等に係る工事費は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定するところによります。

(2)工事等実施前に工事の取消等があった場合の工事費の適用	<p>固定VPNサービス契約者は、クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事又は設置場所調査（以下この欄において「工事等」といいます。）を要する請求をした場合であって、次に掲げる期間にその請求の取消し又は固定VPNサービス契約の解除（以下この欄において「取消等」といいます。）があったときは、それぞれ次に掲げる工事費の支払いを要します。</p> <p>ア 工事等実施予定日から起算して2営業日前の午後3時から1営業日前の午後3時までの間における取消等の場合 その工事等に要する工事費の半額の工事費</p> <p>イ 工事等実施予定日から起算して1営業日前の午後3時以降における取消等の場合 その工事等に要する工事費と同額の工事費</p>
-------------------------------	---

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
クラウドWi-Fiアクセスポイントに係る工事等	1の工事等ごとに	別に算定する実費

第3 UTM機能サポートサービスに係る料金等

(税込)

区 分	単 位	料金額
設定代行サポート	1の申込みごとに	11,000円